

東北大学感染症対応業務継続計画 (BCP)

2025年1月初版

目次

はじめに

第 1 章 総則	3
1.1 感染症危機管理対策の基本方針.....	3
1.2 業務継続計画の目的.....	4
1.3 業務継続計画の位置づけ.....	5
1.4 他計画との関係.....	5
1.5 適用範囲.....	5
第 2 章 想定する感染症危機	6
2.1 想定する感染症危機の考え方.....	6
2.2 想定する感染症危機.....	7
2.2.1 パンデミックを引き起こす感染症.....	7
2.2.2 海外における感染症の流行.....	9
2.2.3 学内・地域で流行する可能性のある感染症.....	11
第 3 章 感染症危機管理体制	16
3.1 平常時の体制.....	16
3.2 感染症危機発生時の危機管理体制.....	17
3.3 感染症危機における初動対応の分類.....	20
3.4 情報収集・分析の体制.....	22
3.5 情報提供・リスクコミュニケーション.....	25
第 4 章 新型インフルエンザ等感染拡大防止のための行動指針	29
4.1 行動指針の位置づけ.....	29
4.2 行動指針の概要.....	29
4.2.1 発動対象となる感染症危機.....	29
4.2.2 行動指針レベル.....	29
4.2.3 行動指針の項目.....	30
4.2.4 行動指針レベルに応じた考え方.....	30
4.2.5 周知等.....	30
第 5 章 感染症危機発生時の初動対応	33
5.1 国内外において新型インフルエンザ等が発生した場合の対応.....	33
5.2 学内において新型インフルエンザ等が発生した場合の対応.....	35
5.3 海外における感染症の流行への対応.....	37
5.4 学内・地域で流行する可能性のある感染症が発生した場合の対応.....	39

第 6 章 業務継続計画の基本的考え方	41
6.1 業務継続の基本方針.....	41
6.2 業務の仕分け.....	43
第 7 章 業務継続のための体制及び環境の確保	48
7.1 感染リスクを低減する勤務体制.....	48
7.2 人員計画の円滑な実施.....	49
7.3 物資・サービスの確保.....	50
第 8 章 業務継続のための感染症対策	52
8.1 キャンパス内における感染症対策.....	52
8.2 海外勤務等の教職員への対応.....	54
8.3 普及啓発.....	54
第 9 章 教育・研究継続のための対策	56
第 10 章 業務継続計画の実施	63
10.1 業務継続計画の発動.....	63
10.2 状況に応じた対応.....	63
10.3 通常体制への移行.....	63
第 11 章 業務継続計画の維持・管理等	64
11.1 公表・周知.....	64
11.2 教育・訓練.....	64
11.3 点検・改善.....	64
11.4 文書管理.....	64
参考資料	65
1 関係機関連絡先.....	65
2 関連情報.....	66
3 用語・定義.....	69

はじめに

本学では、感染症危機に備え、2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応を経て、「東北大学新型インフルエンザ対応行動計画」を策定、さらに、2020年には「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」を策定し、感染症対策を推進してきました。

2020年1月、日本国内で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、本学においても学生や教職員の生命及び健康が脅かされ、教育や研究などの社会的活動は大きな影響を受けることとなりました。本学は、この感染症危機においても、学生・教職員の生命・健康を守るため、大学が一丸となって取り組んできました。この本学における新型コロナウイルス感染症への対応については、今後発生し得る感染症に活かすべく、2024年6月「東北大学新型コロナウイルス感染症対応記録集」をとりまとめています。

近年、感染症危機を取り巻く状況は変わってきており、国際化の進展により各国との往来が一層拡大し、未知の感染症が発生した場合には、瞬く間に世界中に拡がるおそれが大きくなっています。これまでも、エボラ出血熱や重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）等の感染拡大が発生し、2020年以降は新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、国際的な脅威となる感染症の発生の懸念が高まっています。また、国外で感染し、帰国後に発症する輸入症例等も懸念されています。さらに、国内においても、これまで10代及び20代を中心とした麻しんの流行や、成人を中心とした風疹の流行など、世界各地で様々な感染症が発生し、危機管理対応が迫られています。

このような感染危機を取り巻く状況に対応するため、本学は学生や教職員の生命及び健康に重大な影響を与え、大学の管理・運営上問題となる感染症に備え、感染症危機管理体制を強化し、平常時から感染症危機に備えた取組を行っています。

今般、これまでの本学における感染症対応の経験を踏まえ、「新型インフルエンザ対応行動計画」と「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」を包括し、多様な感染症危機に対応できる大学を目指すべく新たに「東北大学感染症対応業務継続計画（BCP）」を策定しました。

2025年1月

第1章 総則

1.1 東北大学 感染症危機管理対策の基本方針

感染症危機の事象に応じて適切な対策を取り、関係機関からの要請に対応できる権限と責任を持つ組織及び体制を作り、危機による健康被害を可能な限り少なくし、本学の教育・研究・社会貢献へもたらす影響を最小限に抑えることを基本方針とする。

基本方針

1 健康被害をできる限り少なくし、学生及び教職員の生命と健康を守る

感染症の状況に応じて、適切な対策を取り、関係機関からの要請に対応できる権限と責任を持つ組織及び体制を作り、感染症危機による健康被害を可能な限り少なくする。

2 本来持つべき教育・研究・社会貢献へもたらす影響を最小限に抑える

本学の教育・研究・社会貢献へもたらす影響を最小限に抑え、学生及び教職員が秩序ある行動を行うことができるようにする。

1.2 業務継続計画の目的

本学は、建学の理念である「研究第一」、「門戸開放」、「実学尊重」を基盤に、教育・研究・社会連携の好循環を実現することを使命としている。

感染症危機においても、学生・教職員の生命及び健康を第一に考えるとともに、研究機関として感染症の早期制圧や対策、教育などの社会への貢献など、本来大学が果たすべき役割を継続することが求められる。

本業務継続計画は、大学の管理・運営機能に影響を及ぼす感染症危機の発生に備え、危機管理体制を明確にし、適切な対策を実施することにより、学生・教職員の生命及び健康を守り、発生時に継続すべき業務を実施し、大学の運営機能を維持することにより、教育・研究活動への影響を最小限にするための基本的な事項を策定するものである。

- 1 感染症危機管理体制のもと、感染症対策を徹底し、学生・教職員の健康を守る
- 2 大学の運営機能を維持し、教育・研究・社会貢献へもたらす影響を最小限にする

建学の理念「研究第一」、「門戸開放」、「実学尊重」を基盤に
教育・研究・社会連携の好循環を実現



感染症の危機でも途切れることなく教育・研究・社会との連携を継続

1.3 業務継続計画の位置づけ

本学では、これまで2009年2月「東北大学新型インフルエンザ対応行動計画（同年12月改定）」を策定、2020年4月には「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）（2023年4月改正）」を策定し、感染症対策を推進してきた。

今回、新型インフルエンザ等による大規模な流行の想定に限らず、大学の管理・運営上問題が生じる可能性がある多様な感染症危機に適切に対応できるよう、既定の「本学新型インフルエンザ対応行動計画」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」を包括し、新たに「東北大学感染症対応業務継続計画（BCP）」として策定する。それぞれの感染症対応は、本業務継続計画の「別添」とし、新たな知見が得られた場合、新たな感染症危機発生時等、適時更新し、機動的に活用できるようにする。

本業務継続計画の策定により「東北大学新型インフルエンザ対応行動計画」及び新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」は廃止とする。なお、本業務継続計画は、最新の科学的知見や対策に基づき適時変更を行うものとする。

1.4 他計画との関係

本部事務機構においては、災害発生時及びそれに備えた平常時の具体的な行動計画として「国立大学法人東北大学本部事務機構 防災・業務継続計画（本部BCP）（2023年5月、第10版）」を策定している。災害発生対応及び新型インフルエンザ等対応の両方が求められる事態となった場合には、必要に応じて本部BCPを参考とし、対応することとする。

1.5 適用範囲

本業務継続計画は、本部事務機構に適用する。ただし、本部事務機構との連絡窓口となる東北大学の各事業場の部署については、適用範囲とする。

東北大学病院については、大学病院において別途策定する。

※新型インフルエンザ等とは、新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症）、指定感染症、新感染症をいう。

※業務継続計画（BCP; Business Continuity Plan）

大地震の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧するための方針、体制、手順等を示した計画のことをいう。

第2章 想定する感染症危機

2.1 想定する感染症危機の考え方

- ▶ これまで、本学新型インフルエンザ対応行動計画及び新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針では、世界的な大流行（パンデミック）や大規模な流行、特定の感染症を想定してきたが、感染症危機は、事象や流行規模、感染症の重症度、社会的影響などにより対応が異なる。
- ▶ 本業務継続計画では、大学の管理・運営上問題となる感染症で、何らかの対応が必要となる感染症事象を想定し、多様な感染症の事象・規模に応じて柔軟に対応できるようにした。

想定する感染症危機

I パンデミック・大規模流行を引き起こす感染症の発生

- ・ パンデミック及び大規模流行のおそれがあり、発生した場合の社会的影響が大きく、学内で発生・拡大した場合に、学生・教職員の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症が確認された場合
(例：新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症等)

II 海外における感染症の流行

- ・ 感染力、感染した場合の重篤性等の危険性が高い感染症の流行が海外において確認された場合（定期的または突発的に国内外で一定レベル以上の流行を起こす既知の感染症等）
- ・ 主に海外で感染し、国内に持ち込まれる感染症（輸入感染症）等が発生した場合
(例：エボラ出血熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）等)

III 学内・地域で流行する可能性のある感染症の発生

- ・ 学内・地域で流行を拡げる可能性があり、学生・教職員の大学生活や課外活動、寮生活等の集団生活等において、感染が拡大するリスクの高い感染症が発生した場合
- ・ 主に海外で感染し、国内に持ち込まれる感染症（輸入感染症）で、学内で発生した場合、一定規模の流行を起こす可能性のある感染症等が発生した場合
(例：麻しん、百日咳、髄膜炎菌性髄膜炎、風しん、結核、細菌性赤痢、A型肝炎、E型肝炎、B型肝炎等)

- ▶ そのほか、学内で学生・教職員の健康に影響を及ぼす感染症
ダニ媒介感染症（ツツガムシ病）、梅毒、腸管出血性大腸菌感染症 O-157、感染性胃腸炎

2.2 想定する感染症危機

2.2.1 パンデミックを引き起こす感染症への対応

2.2.1.1 想定される事態

新型インフルエンザ等など、危険性が極めて高い感染症が想定される。新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。発生する感染症により、流行が長期に及ぶ可能性もある。そのため、学内で発生・拡大した場合に、学生・教職員の生命及び健康や大学の管理・運営機能にも大きな影響を与える危険性があり、全学的な対応が必要とされる。

2.2.1.2 対応のポイント

- ・ 感染症の感染性・重篤性など、学生・教職員への生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、感染症危機管理対策本部を設置し、全学的な対応をとる。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、教職員の感染や濃厚接触者の発生による人的資源への影響や、感染拡大防止策として行動制限等の対策がとられることも想定される。限られた人的・環境の中で、感染症危機対応として新たに生じる又は増加する業務に加え、重要な業務を継続するため、業務の絞込みが必要となる。
- ・ 発生した感染症の状況により、流行が長期間に及ぶことも想定した業務の実施・継続が必要となる。
- ・ 発生段階や状況の変化に応じて、必要となる感染症対策も変わる。そのため、継続的な情報収集・分析、対策の評価・見直しが必要となる。
- ・ 日本国内における学生・教職員、渡航者、海外滞在者への感染リスクに応じた対応の検討、発生国・地域への出張等を検討する。
- ・ 発生国・地域に滞在する教職員等に対し、外務省の感染症危険情報や現地在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性を検討する。
- ・ 発生国・地域からの帰国者、学生・教職員の感染者及びその家族が風評により差別や不当な扱いを受けないよう、冷静な対応について、周知徹底を行う。また、感染した学生・教職員が円滑に職場等に復帰できるよう配慮が必要となる。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、感染症危機管理対策本部の判断により「東北大学新型インフルエンザ等感染拡大防止のための行動指針（第4章）」が発動される。本行動指針レベルに応じ、各活動、感染症対策を検討する。
- ・ 新型インフルエンザ等により、学内で重症又は死亡者が発生する事態となった場合は、感染症危機管理対策本部において、関係機関等と連携し、学生・教職員の安全確保を図るとともに、感染拡大防止並びに社会への説明責任を果たすことが必要となる。

発生の段階に応じた対応

パンデミックを引き起こすおそれのある新型インフルエンザ等の感染症危機が発生した場合、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

そのため、本学では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（2024年7月改定）」による発生の段階（準備期・初動期・対応期）を踏まえ、本業務継続計画において、独自の「東北大学新型インフルエンザ等感染拡大防止のための行動指針（第4章）」を定め、新型インフルエンザ等発生時における対応方針の基準とする。

新型インフルエンザ等対策については、実際に発生した場合に、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性等）、流行状況等を踏まえ、人権への配慮や対策が学生生活及び教育・研究活動等に与える影響等を総合的に勘案し、感染症危機管理対策本部において決定する。

表 発生の段階（政府行動計画より）

段階	状態
準備期	発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 新型インフルエンザ等対策特別特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期

表 例：本学新型インフルエンザ等感染拡大防止のための行動指針レベルの基準（目安）

行動指針	基準（目安）
レベル0	通常
レベル1	国内で感染が認められる。
レベル2	国から宮城県内以外で緊急事態宣言が発令されるなど、一定の行動制限を受ける
レベル3	国から宮城県に緊急事態宣言が発令されるなど、一定の行動制限を受ける
レベル4	本学キャンパス内で継続的に感染が拡大している
レベル5	本学キャンパス内で爆発的に感染が拡大している

2.2.2 海外における感染症の流行

2.2.2.1 想定される事態

想定される事態として、国際的に懸念される感染症であるエボラ出血熱、中東呼吸器症候群（MERS）、重症急性呼吸器症候群（SARS）等、感染力や感染した場合の重篤性等の危険性が極めて高い感染症の流行が、海外において確認された場合等が想定される。国際化の進展により、海外で流行している感染症についても、瞬く間に世界各地に拡がる可能性があり、海外の流行地域から帰国者等の感染者発生も懸念される。また、海外で感染し、帰国後に発症することによる国内への持ち込み（輸入感染症）として、細菌性赤痢、A型肝炎、E型肝炎、麻しん、結核、B型肝炎などが想定される。

本学では海外に滞在又は渡航する教職員、留学生等も多く在籍しており、海外における感染症の流行が確認された場合や海外で感染し帰国後に感染症と診断された場合等、学生・教職員の健康及び生命、大学の管理・運営機能に影響を及ぼす可能性があることから、感染症危機として対応する必要がある。

2.2.2.2 対応のポイント

- ・ 発生国・地域に滞在している学生・教職員がいるか必要に応じて把握する。
- ・ 発生地域（海外、海外の地域、国内、県内）、発生状況（孤発、散発、集団発生、大流行等）により感染リスク、対応が異なるため、情報収集・分析が必要となる。
- ・ 発生国・地域に滞在する学生・教職員への感染リスク、感染した場合の重症化リスク等を評価し、対応の必要性、対応レベル（感染症危機管理対策本部の設置及び全学的な対応の必要性等）検討する。
- ・ 日本国内における学生・教職員への感染リスクを評価する。
- ・ 発生国・地域に滞在する学生・教職員に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、必要に応じて、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。また、学生・教職員が体調不良になった場合の対応についても検討しておく。
- ・ 発生国・地域から帰国した学生・教職員への対応について検討する。
- ・ 渡航予定の学生・教職員に対し、必要に応じて、渡航に関する注意喚起、外務省による感染症危険情報等の情報発信等を検討する。
- ・ 発生国・地域への出張等について、厚生労働省・外務省から発出される情報等をもとに、対応を検討する。
- ・ 情報発信、連絡、注意喚起等を行う際は、日本語での理解が不十分な者への情報伝達の配慮等、関連する本部事務機構各部と連携の上、行う。
- ・ 発生国・地域等の滞在先での感染リスクのほか、海外で感染し、帰国・入国後に発症することにより国内に持ち込まれる輸入例についても、学内で感染を拡げるリス

クについて評価が必要となる。

- ・ 留学生は、輸入感染症や結核等の流行の起点になる可能性があることを考慮する。
- ・ 発生国・地域からの帰国者等に対し、差別や不当な扱いを受けないよう周知徹底する。特に、留学生を起点とした流行が起こった場合、差別や偏見の問題が起こる可能性があり、配慮が必要となる。また、特定の国から発生した感染症に対して、その国の人に対する差別や偏見も起こり得る。
- ・ 海外における感染症危機に関する情報について、適切かつ迅速に把握し、危機事象が発生した際に、必要な情報を関係者間で迅速かつ正確に共有できるよう、体制を整備する。
- ・ 学生・教職員が海外で大学の活動をしているときに、重症者や死亡者が発生するような重大な事態となった場合には、感染症危機管理対策本部を設置し、在外大使館、国内政府機関等と連携して学生・教職員の安全確保を図るとともに、感染拡大防止並びに社会への説明責任を果たすことが必要となる。
- ・ 海外又は日本国内において、学生・教職員が、感染した場合の重篤性等の危険性が高いエボラ出血熱などに感染する事態が発生した場合にも、感染症危機管理対策本部を設置し、学生・教職員の安全確保を図ることが必要となる。

2.2.3 学内・地域で流行する可能性のある感染症

2.2.3.1 想定される事態

想定される事態として、学内で感染症が発生した場合に感染拡大が起これる感染症で、麻しん、百日咳、髄膜炎菌感染症、結核等、従来から国内で発生がみられる感染症のほか、海外で感染し国内に持ち込まれる輸入感染症も想定される。

特に、麻しんのような感染力が極めて強く、重症化のおそれがある感染症については、学内・地域での流行を防ぐため、早期発見・対応が重要となり、発症が疑われる学生・教職員が1名でも発生した場合は、直ちに対応が必要となる。百日咳は、これまで日本の大学において大規模な集団感染が報告されており、百日咳の多くは、学校や職場といった狭い空間を長期間共有する施設等で発生している。髄膜炎菌感染症については、日本の高校や大学の寮で集団感染が発生し、死亡例も報告されるなど、若年層でも重症化して死亡することがある。学内で流行して問題となる感染症であっても、髄膜炎菌感染症のように、学生・教職員が重症化して死亡するような重大な事態となる場合があることも想定しておく必要がある。

輸入例を起点としたA型肝炎、E型肝炎、細菌性赤痢なども学内で一定規模の流行を起こす可能性があり、特に寮などでは伝播が起こる可能性がある。麻しんについても国内において、海外で麻しんに感染した者から感染した事例も報告されている。

大学は、多くの学生・教職員が集団で活動する場であり、感染症が発生した場合に感染が拡大しやすく、教育・研究活動にも大きな影響を及ぼすこととなる。特に、共同生活を行う学生寮や集団での活動を行う課外活動などでは、一度感染症が発生すれば、感染拡大の可能性があり、発生時の速やかな対応が重要となる。さらに、大学等は、集団感染の発生や地域における感染拡大の起点となりやすい特性があり、発生した場合に社会的な影響を及ぼす可能性があることも想定しておく必要がある。

2.2.3.2 対応のポイント

- ・ 感染症が発生した場合、影響は、一つまたは複数部局にまたがる場合等が想定される。集団感染が疑われる場合は、速やかに関係部署と連携の上対応する。
- ・ 大規模な集団感染、重篤な感染者の発生、イベント等に関連した複数の感染者の発生、地域にも影響する広範囲の発生等、感染症危機管理対策本部を設置し、全学的な対応が必要となる場合がある。
- ・ 学内における麻しんの流行を防ぐためには、麻しんの発症が疑われる学生・教職員等が1名でも発生した場合、直ちに対応を開始することが重要となるため、発生時の対応を予め想定しておく。学生等への対策と同時に教職員への対策も重要となる。積極的疫学調査、接触者への対応等、保健所の指示のもと、連携して対応する。麻しんの対策を進める上で、保健所等との緊密な連携が必要である。
- ・ 結核が発生した場合は、疫学調査、接触者への対応等、とるべき対策について保健

所の指示のもと、連携して対応する。

- ・ 平常時から感染症危機対応時における保健所との連携体制を構築し、事態に応じて保健所と連携し、協力して対応する。
- ・ 学生寮等で感染者が発生又はそのおそれがある場合の対応を想定しておく。
輸入例を起点とした A 型肝炎・E 型肝炎・麻しん、細菌性赤痢などは、発生した場合に一定規模の流行を起こす可能性があり、特に、集団生活を送る寮等で発生した場合は、速やかな対応が必要となる。
- ・ 集団感染が発生した場合や感染状況等により休校措置がとられる可能性があることについても想定しておく。集団感染の発生又はそのおそれがある場合を想定し、関係部局、環境・安全推進センター、保健管理センター、関連する本部事務機構各部等との連絡・連携体制を整理しておく。
- ・ 集団感染の発生又は発生の可能性がある場合は、教職員等の感染、接触者、感染症対策のための業務等、通常業務の継続に影響が生じる可能性があることから、状況に応じて業務継続の体制を検討する。
- ・ 学内で流行し問題になる感染症のうち、学生・教職員が重症化して死亡するような重大な事態も想定しておく。学内で流行するというだけでも問題となるが、死亡例が発生すると危機としての程度は一気にあがる。例えば、複数の死亡者が発生するような事態になった場合には、感染症危機管理対策本部を設置し、全学的な対応が必要になる可能性もある。
- ・ 発生国・地域からの帰国者等に対し、差別や不当な扱いを受けないよう周知徹底する。特に、留学生を起点とした流行が起こった場合、差別や偏見の問題が起こる可能性があり、配慮が必要となる。
- ・ 麻しん等を発症した学生・教職員が不適切な扱いを受けないよう十分な配慮が必要となる。
- ・ 感染症の事態により、集団で行う行事の延期、課外活動等での対外試合等への参加に関する事など、検討が必要になる場合がある。

【参考】国内外での感染症の主な発生・流行状況

表 世界的な大流行（パンデミック）

発生年	感染症
1918 年	スペインインフルエンザ（インフルエンザ A (H1N1) が世界的な大流行
1957 年	アジアインフルエンザ（インフルエンザ A (H2N2)
1968 年	香港インフルエンザ（インフルエンザ A (H3N2)
2003 年	重症急性呼吸器症候群（SARS）アジアを中心に世界的な流行
2009 年	新型インフルエンザ A (H1N1) がメキシコで発生、世界的な流行
2020 年	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が中国で発生、世界的な流行

表 海外で発生した国際的に懸念される感染症（パンデミック除く）

発生年	感染症
2003～2019 年	鳥インフルエンザ（H5N1 亜型）東南アジアを中心に中東、アフリカで発生
2012 年	中東呼吸器症候群（MERS）が中東地域の国々を中心に発生
2013 年	鳥インフルエンザ A (H7N9 亜型) が中国で発生
2014 年	エボラ出血熱が西アフリカ 3 か国（ギニア共和国、シエラレオネ共和国、リベリア共和国）を中心に流行
2014 年	デング熱が約 70 年ぶりとなる国内感染患者が発生
2015 年	ジカウイルス感染症が中南米を中心に流行
2019 年	エボラ出血熱がコンゴ民主共和国、ウガンダ共和国を中心に流行
2022 年～	エムポックスが欧州や北米を中心に流行、世界的に発生
2024 年	エムポックスがコンゴ民主共和国及び周辺国で流行

表 学生が影響を受ける感染症

感染症	発生状況
2007 年	麻疹が国内の大学・高校を中心とする学校等での流行
2007 年	百日咳が大学など 200 人以上の大規模な集団感染が発生
2011 年	髄膜炎菌性髄膜炎が高校の寮にて集団発生
2012～2013 年	風しんが成人を中心に全国的に流行

※百日咳；病原微生物検出情報（IASR）29: 2008、IASR 38: 2017、IASR 40: 2019、IASR 42: 2021、
麻疹；IASR 39: 2018、IASR 38: 2017、
侵襲性髄膜炎菌感染症；IASR 34: 2013、IASR 32: 2011

【参考】感染症法の対象となる感染症の分類と考え方

類型	感染症名等	特徴	届出報告	主な対応措置
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、バスタ、マールブルグ熱、ラッサ熱	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	全数	原則入院
二類	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSに限る)、中東呼吸器症候群(MERSに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	全数	状況に応じ入院
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性は高くないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症	全数	特定職種就業制限
四類	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、デング熱、その他の感染症	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症	全数	動物の措置を含む消毒等
五類	インフルエンザ(鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症を除く)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)、ウイルス性肝炎(E、A型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、風しん、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、RSウイルス感染症、その他の感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	全数・定点	発生状況の収集分析、結果の公表等
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型コロナウイルス感染症	・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することになったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であって、その後流行することなく長期間が経過しているもの ・全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症	全数	原則入院
指定感染症	政令で一年以内の期間の限りで指定された感染症(一年以内に限り延長可)	既知の感染症(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)で、一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症ものとして政令で定めるもの	全数	一類～三類に準じ入院対応等
新感染症	当初：都道府県知事が厚生労働大臣の技術的指導・助言を得て個別に応急対応する感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染性と症状又は治療の結果が明らかに異なり、罹患した場合の病状の程度が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症	全数	一類感染症に準じ対応

(2024年11月1日現在)

感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

【参考】学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

感染症 類型	感染症の種類	特徴
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、バスタ、マールブルグ熱、ラッサ熱急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	空気感染又は飛沫感染するもので児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を拡げる可能性が高い感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を拡げる可能性がある感染症
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず第一種の感染症とみなす。</p>		

(2024年11月1日現在)

第3章 東北大学 感染症危機管理体制

3.1 平常時の体制

3.1.1 環境・安全委員会 感染症対策専門委員会

本学においては、平常時における全学的な感染症対策を推進するため、東北大学環境・安全委員会規定第7条第2項の規定に基づき、東北大学環境・安全委員会感染症対策専門委員会を設置している。本委員会では、学内の専門家等と連携し、感染症に関する情報共有や新型インフルエンザ等対策の検討、予防啓発に関することなど、平常時から感染症危機発生に備えた体制を整備している。

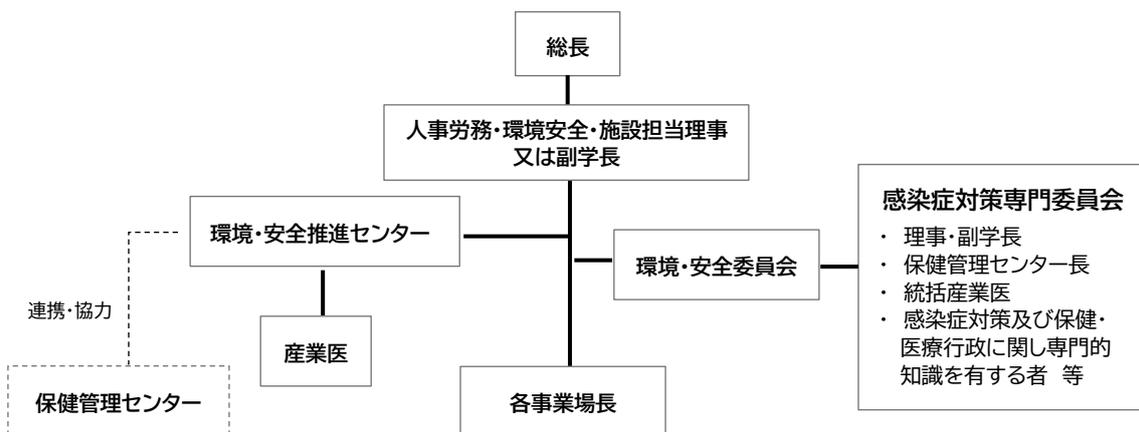
➤ 組織及び構成員

- ・ 環境・安全委員会委員長が指名する理事又は副学長
- ・ 保健管理センター長、統括産業医
- ・ 感染症対策及び保健・医療行政に関し専門的知識を有する者
- ・ 本部事務機構（総務企画部長、人事企画部長、教育・学生支援部長、財務部長）

➤ 感染症対策専門委員会の機能

- ・ 感染症に関する情報収集、分析及び提供
- ・ 感染の予防に関する正しい知識の啓発
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための施策の立案及び実施に関すること
本業務継続計画の策定及び改定に関すること

図 感染症対策における平常時の体制（安全衛生管理部門）



3.2 感染症危機発生時の危機管理体制

感染症危機の発生、又は発生するおそれがある場合には、その規模、大学管理・運営機能への影響等を評価し、事態の重大性に応じた体制とする。重大な事態については総長を本部長とする感染症危機管理対策本部を設置する。感染症危機管理対策本部を設置し、全学的な管理体制での対応、又は環境・安全委員会感染症対策専門委員会を中心とした対応、関係部局が連携し対応する等、決定する。

3.2.1 環境・安全委員会感染症対策専門委員会

平常時からの情報収集を通じて、感染症危機の発生、又は発生するおそれを探知した場合、必要に応じて環境・安全委員会感染症対策専門委員会を開催する。

環境・安全委員会感染症対策専門委員会は、感染症危機管理対策本部の設置に至らない初動の段階において、専門家の立場から、発生した感染症危機に関する情報を評価し、同対策本部設置の必要性及び設置した場合に検討すべき事項の抽出を行う。同委員会は予防措置が必要な場合、関係部局に対し必要な対策を要請することができる。

3.2.2 感染症危機管理対策本部

学生・教職員の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症危機が発生し、環境・安全委員会感染症対策専門委員会において感染症危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）設置が必要と判断し、総長が設置することが必要と認めた場合は、総長を本部長とする対策本部を設置する。

➤ 対策本部の組織及び構成員

- ・ 本部長は総長とし、対策本部の運営を総括する。
- ・ 副本部長は、総括担当理事・副学長として本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、理事・副学長及び総長補佐、副学長、監事、本部各部長とする。
- ・ 本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を置くことができ総長が任命する。

➤ 対策本部の機能

- ・ 本部長は必要に応じ、対策本部会議を開催する。発生状況に応じて開催頻度を決定する。（月1回、週1回、毎日など）
- ・ 状況に応じて、全学の対応方針及び対策の実施内容を審議・判断し決定する。
- ・ 本学新型インフルエンザ等感染拡大防止のための行動指針（第4章）における行動指針レベルの基準及び制限内容、感染状況等に応じて、行動指針レベルを決定する。
- ・ 本部長が必要と認めるときは、対策本部の下に対策班を置くことができ、対策

本部で検討すべき事項の抽出及び感染症の専門的な対応が必要な場合、意見聴取を行うことができる。

- ・ 対策の評価及び見直しを行う。
- ・ 感染症危機の沈静化及び対策本部による全学的な対策の終了をもって対策本部を廃止とする。

3.2.2.1 感染症危機管理対策班

本部長が必要と認めるときは、対策本部の下に感染症危機管理対策班（以下「対策班」という。）を設置する。

➤ 対策班の組織及び構成員

- ・ 班長は本部長（総長）とし、対策班の運営を総括する。
- ・ 対策班は、班長（本部長（総長））、副班長（副本部長）、保健管理センター長、統括産業医、感染症の専門家、大学病院、大学本部各部・課長とし、そのほか、必要な職員を置くことができ、総長が任命する。
- ・ 専門家については、環境・安全委員会感染症対策専門委員会の委員が兼ねることとする。

➤ 対策班の機能

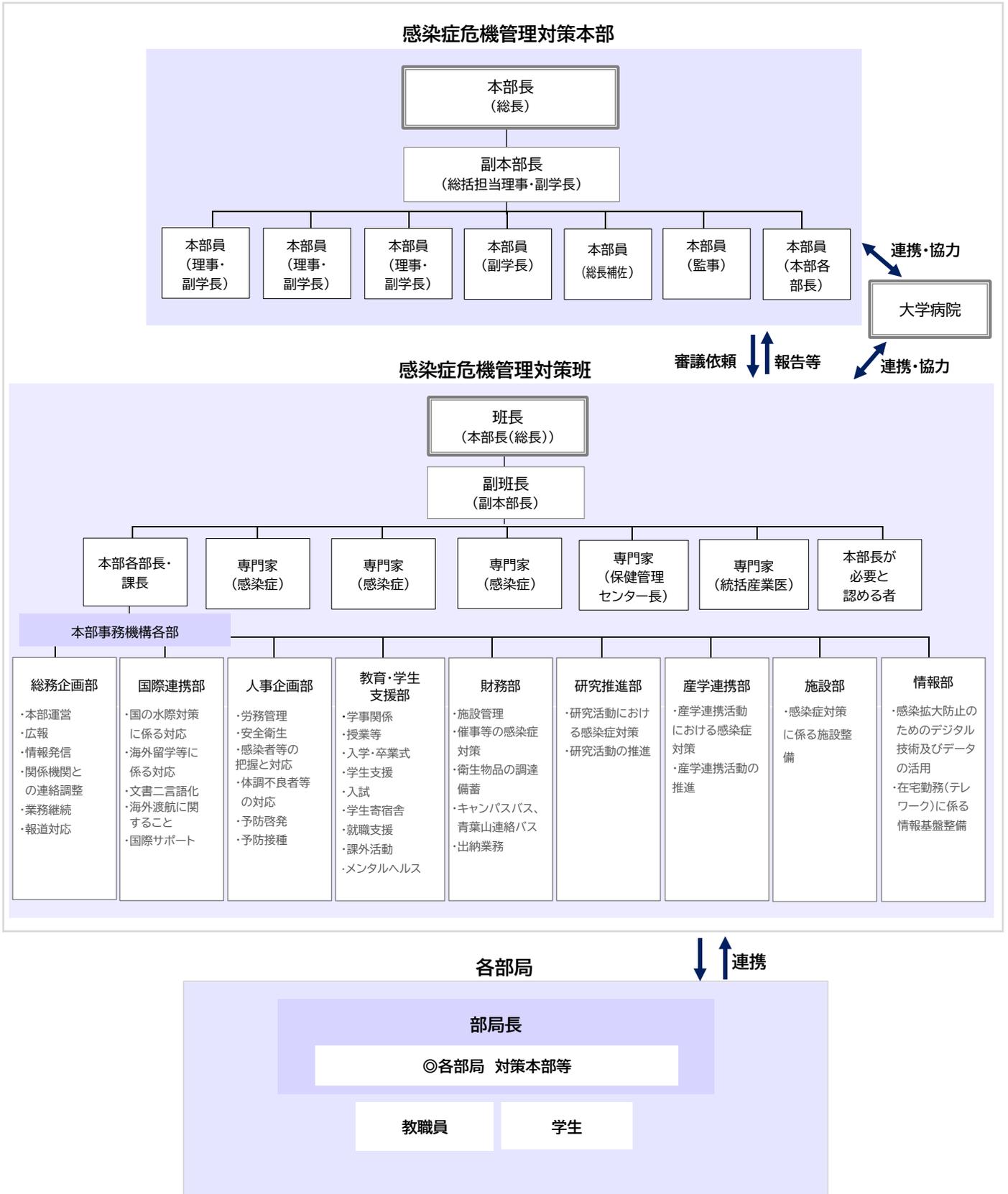
- ・ 班長（本部長（総長））は、必要があると認めたときに対策班会議を招集する。
- ・ 対策本部で検討すべき事項の抽出及び審議依頼、検討結果を報告する。
- ・ 感染症の専門的な対応が必要な場合、専門家の意見聴取を行うことができる。
- ・ 対策本部が廃止された場合は、併せて対策班も廃止とする。

3.2.3 対策本部を設置しない場合の対応体制

対策本部の設置を要しない場合の対応については、環境・安全委員会感染症対策専門委員会、環境・安全推進センター、保健管理センター、産業医、関連する本部事務機構各部、関係部局等が連携し対応することとする。

専門的な対応を要する場合は、環境・安全委員会感染症対策専門委員会の専門家に相談し、対応できるものとする。また、事態に応じて、管轄保健所（仙台市保健所青葉支所）と連携し対応する。

図 東北大学の新型インフルエンザ等における感染症危機管理体制



3.3 感染症危機管理における初動対応の分類

感染症危機対応は、事態の重大性に応じた体制とすることが必要である。

初動対応について、表のとおり3区分に分類し、区分に応じて対応するものとする。

対応区分を決定するためのリスク評価については、環境・安全委員会感染症対策専門委員会が実施することとするが、学校で流行する可能性のある感染症が発生した場合については、初動対応で判断に迷う場合は、同委員会に相談することとする。

感染症危機対応は、学生又は教職員に重症者や死亡者が発生し、社会的影響が生じる事態となった場合など、流行規模だけで決められない事態も起こり得る。海外における感染症の流行や学内で流行する感染症であっても、対策本部を設置し、全学的な対応が必要となる場合も想定される。

そのため、初動対応の区分を決定する場合は、流行規模、重症者・死亡者の発生状況、社会的影響等のリスクを総合的に評価し決定する。

3.3.1 対策本部において対応する感染症危機（区分3）

- ・ パンデミック、大規模流行のおそれがあり、学内で発生・拡大した場合、学生・教職員の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、全学的な対応が必要な場合は、対策本部において対応する。
- ・ 学生・教職員等が、海外での大学の活動において、重症者、死亡者が発生するような重大な事態となった場合には、対策本部を設置する。
- ・ 学内又は地域で流行する感染症であっても、集団感染、休校措置が必要となる場合、地域にも影響を及ぼす事態となった場合は、対策本部の設置が必要となる。
- ・ 海外で流行している国際的に懸念される感染症（エボラ出血熱等）が学生又は教職員で発生した場合、社会的な影響も大きく、対策本部での対応が想定される。
- ・ そのほか、総長が必要と判断した場合は、対策本部において対応する。

3.3.2 対策本部以外において対応する感染症危機（区分2）

- ・ 感染力、感染した場合の重篤性等、危険性は高いが、学内への影響が限定的であり、対策本部における全学的な対応は必要としない場合は、環境・安全委員会感染症対策専門委員会を中心として、環境・安全推進センター、保健管理センター、産業医、関連する本部事務機構各部等において、連携して対応する。
- ・ ただし、学生・教職員で感染者、重症者の発生等、重大な影響を及ぼす事態となった場合は、区分3へ移行し、対策本部を設置し、対策本部において対応する。特に、教職員等が海外での大学の活動において、重症者、死亡者が発生するような事態の場合は、流行の規模、学内への影響の程度に関わらず、対策本部を設置し、全学的な対策が必要となる。

3.3.2 対策本部以外において対応する感染症危機（区分1）

- ・ 区分2、3に該当しない事態については、区分1として対応する。
- ・ 初動体制で判断に迷う場合は、環境・安全専門員会感染症対策専門委員会（事務局：環境・安全推進センター）へ相談し、対応する。
- ・ 学内で拡大するおそれはあるが学内への影響が限定的であり、所管部局で対応可能な場合、環境・安全推進センター、保健管理センター、産業医、関連本部事務機構各部が連携して対応する。
- ・ ただし、感染状況等により休校等の措置が伴う場合、大規模な集団発生、地域に影響を与える広範囲の発生、重症者の発生など、状況により全学的な対応が必要となった場合は、区分3へ移行し、速やかに対策本部を設置し対応する。特に、複数の死亡例が発生するような事態となった場合は、学内での流行であっても速やかに対策本部の設置が必要となる場合がある。

表 感染症危機管理対応の分類

区分	対応体制	状態	主な想定
区分3	対策本部 (全学対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パンデミック、大規模流行のおそれがあり、学内で発生・拡大した場合、学生・教職員の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合 ・ 海外での大学活動における重症者、死亡者の発生のような重大な事態になった場合 ・ 学内における流行で、学生・教職員に複数の死亡者が発生するような重大な事態になった場合 ・ 集団感染、休校措置が必要となる場合、地域にも影響を及ぼす事態となった場合 ・ 海外で流行している国際的に懸念される感染症（エボラ出血熱等）が学生・教職員で発生した場合等、社会的な影響が大きい場合 ◎ 対策本部における対応	新型インフルエンザ等
区分2	対策本部 以外で対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染力、感染した場合の重篤性等、危険性は高いが、学内への影響が限定的である場合 ◎ 環境・安全委員会感染症対策専門委員会を中心に、環境・安全推進センター、保健管理センター、産業医、関連する本部事務機構各部、関係部局等が連携の上、対応	エボラ出血熱、MERS、SARS等
区分1	対策本部 以外で対応 (区分2.3 以外の対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内で発生した場合に、学内で流行するおそれがあるが学内への影響は限定的で、所属部局等での対応が可能な場合 ◎ 所属部局を中心に、環境・安全推進センター、保健管理センター、産業医、関連する本部事務機構各部等が連携上、対応	麻疹、百日咳、髄膜炎菌髄膜炎、結核、A・E型肝炎、B型肝炎、細菌性赤痢等

3.4 情報収集・分析

感染症危機の発生、又は発生するおそれがある場合、大学の管理・運営機能に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、必要な対策の優先度を決定するため、感染症のリスク評価及びリスク評価のための情報収集・分析が重要となる。

3.4.1 平常時からの情報収集・共有

平常時から国内外の感染症に関する情報収集・分析、リスク評価の体制を整備する。

➤ 役割分担

- ・ 環境・安全推進センターは、環境・安全委員会感染症対策専門委員会と連携し、定期的に国内外の感染症に関する情報収集・共有を行う。発生に関する情報を把握した場合は、速やかに情報共有を行う。
- ・ 環境・安全委員会感染症対策専門委員会は、得られた情報をもとに情報分析、初動時のリスク評価を行い、必要に応じて同委員会を開催し、緊急対応の必要性、全学的な対応を行う事態であるか等、協議する。
- ・ 環境・安全推進センター、保健管理センターは、学内における感染症の発生動向等について、情報収集・共有を行う。

➤ 情報収集源

厚生労働省（関係部署、検疫所）、外務省、文部科学省、国立感染症研究所、内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）、都道府県、世界保健機関（以下「WHO」という。）等から入手する体制を構築する。

➤ 収集すべき情報等

- ・ 新型インフルエンザ等に変異するおそれのある感染症が発生している地域
- ・ 新型インフルエンザ等に変異するおそれのある感染症の概要（特徴、症状、治療方法等）
- ・ 海外における国際的に懸念される感染症の感染拡大、WHOによる国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態宣言（PHEIC）
- ・ 学内における、平常時と異なる感染症の発生動向
- ・ 大規模イベント後に体調不良を訴える学生・教職員の発生（集団食中毒等）
- ・ 外国人研究者等、日本語によるコミュニケーションが困難な者についての情報を把握し、必要とする言語により情報を伝達、又は意思疎通ができる体制を構築する。（可能であれば）

➤ その他

- ・ 平常時において、地域で感染症が流行し、学生・教職員の健康に影響が生じる事態については、感染状況等、必要に応じて、注意喚起、予防対策等について通知、

グループウェア等を活用し啓発を行う。その際、環境・安全推進センター、保健管理センター、産業医、関連する本部事務機構各部において情報共有し、連携の上、対応する。

3.4.2 発生時の情報収集・分析

発生した感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性等）に関する情報収集・分析を行う。

➤ 役割分担

- ・ 新型インフルエンザ等が発生し、対策本部が設置される場合は、対策本部において継続的に情報収集・分析、リスク評価を行い、対策を決定する。
- ・ 対策本部が設置されない場合は、環境・安全委員会感染症対策専門委員会が情報収集・分析・リスク評価を行い、必要に応じ同委員会を開催し、協議を行う。
- ・ 学内において、学内で拡大しやすい感染症が発生した場合は、環境・安全推進センター、保健管理センターが情報収集・分析、リスク評価を行う。

➤ 収集する感染症情報

- ・ 発生している地域、発生国、渡航歴等
- ・ 発生日時
- ・ 健康被害の内容（症状、重症度等）
- ・ 感染拡大の状況
- ・ 海外で発生している場合は現地での対応状況（初動対応の内容等）
- ・ 諸外国や WHO 等の動き
- ・ 大学が実施すべき対応
- ・ 学生・教職員の感染状況の把握及び把握のための体制構築
- ・ 接触者の情報を収集する場合がある

3.4.3 リスク評価の基本的考え方

想定外の感染症危機が発生した場合においても、学生・教職員が感染する可能性、学内で流行する可能性、疾患としての重症度、社会的影響等を評価し、学生・教職員への健康被害を最小限に抑えるための適切な対応、対策の優先度を決定するためリスク評価を行う。

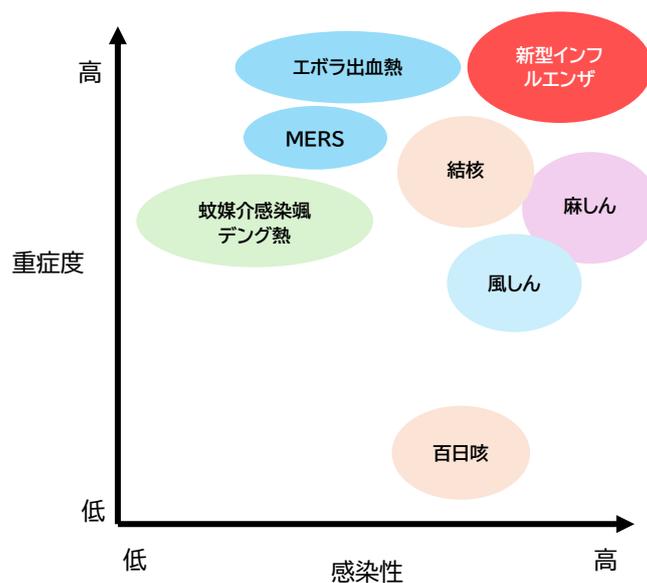
状況変化に応じて、リスク評価を行い、対策の見直し等を行う必要がある。

表：リスク評価のポイント

	指標
学内で流行する可能性	<ul style="list-style-type: none"> 感染伝播性 感染伝播のリスク（集団生活等）
学生・教職員が感染する可能性	<ul style="list-style-type: none"> どのくらいの人が感染する可能性があるか 感染する可能性がある人（年齢等） 地域、環境
疾患としての重症度	<ul style="list-style-type: none"> 学生・教職員が重症化するリスク 学生・教職員を起点に感染が拡大した場合に高齢者や疾患を持つ人が重症化するリスク
社会的影響	<ul style="list-style-type: none"> 対策、対応力 ワクチン接種 治療体制や社会への影響 大学の責任が追及されるような事態

図：感染症危機のリスク分類（イメージ）

発生した感染症の状況を踏まえて、評価する。



3.5 情報提供・リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯そうしやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、対策を円滑に行うためには、学生・教職員及び地域社会における理解・協力が必要となる。そのため、感染拡大時などにおいて、学生・教職員がその事態の状況に応じて、大学が発信する情報に基づき、適切な判断・行動をとることができるよう、専門家の視点も加えた情報収集・分析を行い、わかりやすいメッセージを発信し、秩序ある行動を行うことができるようにすることが重要である。

3.5.1 情報提供・共有

➤ 感染症に関する情報提供・共有

- ・ 平常時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その他の対策等について、学生・教職員の理解を深めるため、各種媒体を利用して、可能な限り複数言語で、継続的かつ適時に分かり易い情報提供・共有を行う。

➤ 情報提供・共有の方法

- ・ 情報を集約した専用ウェブサイトの立上げ
学生・教職員に対する情報収集の利便性向上のため、可能な限り情報について集約した専用の情報サイトを開設し情報発信を行う。また、留学生等に理解しやすいよう情報を整理し、グローバルサイトに掲載するなど検討する。
(例；新型コロナウイルス感染症では、新型コロナウイルス感染症の情報に特化したウェブサイト（TUBCP）を開設、グローバルサイト「COVID-19 Information and Preventive Measures」ページを開設)
- ・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有
- ・ 学生・教職員に必要な情報が届くよう、日本語での理解が不十分な留学生等、情報の受け手に対し配慮しつつ、情報提供・共有を行う。
- ・ 海外留学中の学生及び研究者に対し、情報伝達・共有ができるよう、所属部局、関連する本部事務機構各部等が連携し、あらゆる手段で連絡がとれるよう体制を整備しておく。
- ・ 学生・教職員に対し、ホームページ、グループウェア等、種々の方法・ルートを用いて、必要な情報を迅速かつ確実に周知する。

➤ 双方向のコミュニケーション

- ・ 感染症危機対応においても、地域との連携が必要である。事態により、地域社会に影響が及ぶ可能性のある場合は、適切に情報提供・共有を行うほか、地域

住民等の意見や関心を踏まえた対応が必要となる。本学に寄せられた意見等を分析するなど、可能な限り双方向の情報提供・共有ができるように努める。

➤ **感染症の発生状況等に関する公表等**

- ・ 学内における感染症の発生状況等に関する情報の公表については、地域社会への影響、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ対応する。
- ・ 報道機関等から問い合わせがあった場合は、広報室で一元的に対応する。

➤ **偏見・差別等に関する啓発**

- ・ 感染症は誰でも感染する可能性があり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染者が偏見・差別をおそれて受診行動を控える等、感染症対策の妨げになることなどについて、対策本部及び各部局等は、学生・教職員に対し、啓発を行う。
- ・ 特に、留学生等を起点とした流行や特定の国から発生した感染症に関してその国の人に対する差別や偏見の問題が起こる可能性があり、配慮が必要となる。
- ・ 発生国・地域からの帰国者、学生・教職員の感染者及びその家族が風評により、差別や不当な扱いを受けないように、冷静な対応について周知徹底する。

3.5.2 記者会見等が必要な事態が発生した場合（メディア等対外的対応について）

本学は、社会とともにある大学として、地域の意見や関心を踏まえ、地域社会の理解・協力を得ながら対策を進めていく必要がある。特に大学等の学校は、集団感染の発生や地域における感染拡大の起点となりやすく、感染症が発生した場合に社会的影響が大きい。

したがって、本学において危機事象が発生し、学生・教職員の生命及び健康に重大な影響を与え、地域社会にも影響を及ぼす可能性がある場合は、適切に情報提供・共有を行う必要がある。さらに、大学の責任が追及されるような重大な危機事象が発生した場合は、学生・教職員の安全確保を図るとともに、感染拡大防止並びに社会への説明責任を果たすことが必要となる。

➤ **想定される重大な危機事象**

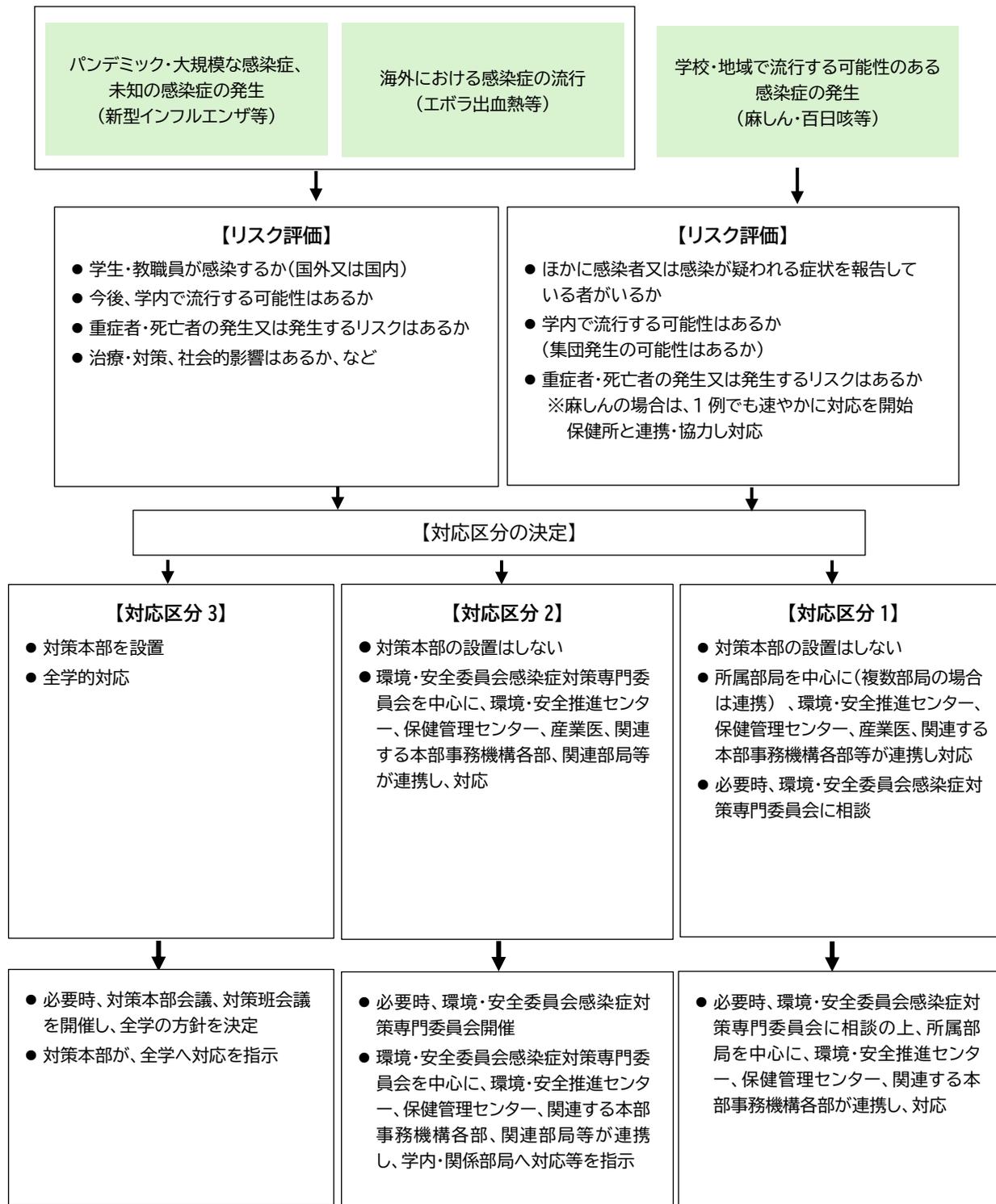
- ・ 新型インフルエンザ等の流行において、本学学生・教職員が日本国内で初めての発生事例となった場合、死亡者が発生した場合
- ・ 学内の流行において、学生又は教職員に死亡者が発生した場合
- ・ 本学を起点とした大規模な集団感染が発生又は発生のおそれがある場合
- ・ 海外での活動中に学生・教職員に重症者や死亡者が発生した場合
- ・ 学生・教職員が、海外又は日本国内において、国際的に懸念される感染症（エ

ボラ出血熱等)に感染した場合、日本国内で初めての感染事例となる場合、重症者や死亡者等が発生した場合

➤ **対応のポイント**

- ・ 重大な危機事象が発生した場合は、対策本部を設置し、国内の政府機関、宮城県内の行政機関（宮城県・仙台市）等とも連携して学生・教職員の安全確保を図るとともに、感染拡大防止並びに社会への説明責任を果たすことが必要となる。状況により、プレスリリースの方法、記者会見、記者投げ込み等、対応を検討し、必要に応じて、事前に、行政機関と情報共有する。記者会見を行う事態となった場合は、学内関係部局と連携し、学内の諸手続きに従い適切に対応する。その場合、行政機関と事前に協議の上、記者会見の方法（共同で行うか、どの時点で行うか等）、内容等を決定する。
- ・ 重大な危機事象が発生した場合は、報道機関等からの問い合わせが多数寄せられることが想定されることから、対応について学内でルールを定めておく。特に、情報の錯綜等を回避するために、窓口を指名して、対応者を一元化する。報道機関等への対応にあたっては、学生・教職員本人や家族の個人情報に十分に配慮する。
- ・ 対策本部を設置していない場合は、環境・安全委員会感染症対策専門委員会は速やかに対策本部の設置及び対応を協議する。

図 感染症危機初動対応の流れ



感染症の事態の悪化、重症者の発生、大規模な集団発生など
状況により対応区分が変わる場合もある。

第4章 東北大学 新型インフルエンザ等感染拡大防止のための行動指針

4.1 行動指針の位置づけ

東北大学新型インフルエンザ等感染拡大防止のための行動指針（以下「行動指針」という。）は、本学における業務継続の基本方針に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、学生・教職員の生命及び健康を確保しつつ、必要な教育、研究、大学の管理・運営機能を継続するため、感染状況等に応じた活動の制限、感染症対策の考え方について方針を示すものである。

ただし、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等に左右されることから、行動指針レベルの基準及び各項目の方針は、実際の事態に応じ、対策本部において協議の上、決定することとする。

4.2 行動指針の概要

4.2.1 行動指針の発動対象となる感染症危機

本行動指針は、パンデミック、大規模流行のおそれがあり、学内で発生・拡大した場合に、学生・教職員の生命及び健康に重大な影響を与える新型インフルエンザ等の感染症危機が発生した場合、対策本部において決定し、発動する。

4.2.2 行動指針レベル

- 0～5の6段階のレベルを設定し、レベルごとに各活動の考え方や方針を示す。
0：通常、1：制限小、2：制限有、3：制限中、4：制限大、5：制限最大とする。
- 行動指針のレベルは、名称を「行動指針レベル」とする。
- 行動指針レベルの移行は、国内、宮城県内、キャンパス内の感染状況等を踏まえ対策本部において決定する。項目ごとに行動指針レベルを変動する場合もある。
- 行動指針は、全学共通を原則とする。ただし、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもある。また、大学病院は対象外とする。

表 例：行動指針レベルの基準（目安）

行動指針	基準（目安）
レベル0	通常
レベル1	国内で感染が認められる。
レベル2	国から宮城県内以外で緊急事態宣言が発令されるなど、一定の行動制限を受ける
レベル3	国から宮城県に緊急事態宣言が発令されるなど、一定の行動制限を受ける
レベル4	本学キャンパス内で継続的に感染が拡大している
レベル5	本学キャンパス内で爆発的に感染が拡大している

4.2.3 行動指針の項目

行動指針は、以下の項目とする。その他必要に応じて追加することとする。

- ① 研究活動
- ② 授業（講義・演習・実習）
- ③ 出張（国内）
海外出張については、渡航先の感染状況等を踏まえて検討する。
- ④ 学内会議
- ⑤ 学生の課外活動
- ⑥ 学生の旅行（旅行、帰省等）
- ⑦ 催事・イベント等（本学が開催するもの）
- ⑧ 事務体制
- ⑨ キャンパス内への立ち入り

4.2.4 行動指針レベルに応じた考え方

研究活動、授業（講義・演習・実習）、出張（国内）、学内会議、学生の課外活動、学生の旅行（旅行・帰省等）、催事・イベント等（本学が開催するもの）、事務体制、キャンパス内への立ち入りの項目について、行動指針レベルに応じた方針を決定する。

表 例：授業（講義・演習・実習）

行動指針	授業等の制限
レベル0	通常
レベル1	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業を実施する
レベル2	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施する
レベル3	原則オンラインにより授業を実施する 定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習、及び学部1.2年次の学生を対象とした授業都対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施する
レベル4	原則オンライン授業により実施する
レベル5	原則オンライン授業により実施する

4.2.5 周知等

- ・ 行動指針レベルを移行する場合は、各部局及び学生・教職員に速やかに周知する。
- ・ 各部局は、行動指針レベルに基づき、活動範囲等を判断し、学生・教職員に周知する。
- ・ 本行動指針は、状況に応じて随時見直しを行う。
- ・ 対策本部が廃止となった場合は、本行動指針を廃止とする。

参考：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための東北大学の行動指針（2020～2023年）

表 研究活動

行動指針	研究活動
レベル0	通常
レベル1	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行う
レベル2	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行う
レベル3	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができるが、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での活動を推奨する
レベル4	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究活動を行うことができるが、必要最小限の活動のみに限定するとともに、交代制にするなど立ち入り者相互の面談は避ける
レベル5	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、一時的に入室する研究室関係者のみの立ち入りが可能 この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止する

表 授業（講義・演習・実習）

行動指針	授業
レベル0	通常
レベル1	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業にオンラインを併用して授業を実施する
レベル2	十分な感染防止対策を施した上で、対面授業とオンラインを併用して授業等を実施する
レベル3	原則オンラインにより授業を実施する 定期試験や学位論文審査、実技・実験・実習、及び学部1.2年次の学生を対象とした授業等対面での実施が必要な場合は、十分な感染防止対策を施した上で、対面により実施する
レベル4	原則オンライン授業により実施する
レベル5	原則オンライン授業により実施する

表 出張（国内）

行動指針	出張
レベル0	通常
レベル1	出張先の感染状況を確認するなど注意が必要
レベル2	感染が広がっている地域への不要不急の出張は自粛とする
レベル3	業務上やむを得ない場合で、部局長の許可を得た場合のみとする
レベル4	原則禁止
レベル5	原則禁止

表 学内会議

行動指針	学内会議
レベル0	通常
レベル1	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行う。オンライン会議も活用する
レベル2	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議を行うが、オンライン会議を推奨
レベル3	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨する
レベル4	原則オンライン会議で実施する
レベル5	原則オンライン会議で実施する

表 学生の課外活動

行動指針	学生の課外活動
レベル0	通常
レベル1	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できる
レベル2	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できる
レベル3	十分な感染防止対策を施した上で、課外活動ガイドラインに基づき許可を得た場合は、課外活動を実施できる（ただし、合宿、遠征等の感染リスクが高い活動については、延期または中止を判断する場合がある）
レベル4	原則禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できる
レベル5	全面禁止 ただし、オンライン上で行われる活動は実施できる

表 催事・イベント等（本学が開催するもの）

行動指針	催事・イベント等
レベル0	通常
レベル1	感染拡大に最大限の配慮をして、催事等開催時のガイドラインに基づき、催事・イベント等を実施できる
レベル2	原則オンライン ただし、催事等の性質上対面式での実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、催事等開催時のガイドラインに基づき対面式で実施できる
レベル3	原則オンライン
レベル4	延期または中止
レベル5	延期または中止

状況に応じて活動の実施形態や人数等を調整することにより、人と人との接触機会を低減させ、感染拡大予防を図る。催事等開催時のガイドライン等を参考にする。

表 事務体制

行動指針	事務体制
レベル0	通常
レベル1	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行う テレワークも活用する
レベル2	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行う テレワークも活用する
レベル3	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、業務の性質に応じて、テレワークを推奨する
レベル4	一部業務の停滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じて、7割程度のテレワーク
レベル5	現在進行中の重要な事務を継続するために必要最小限の人数とする

第 5 章 感染症危機発生時の初動対応

5.1 国内外において新型インフルエンザ等が発生した場合の対応

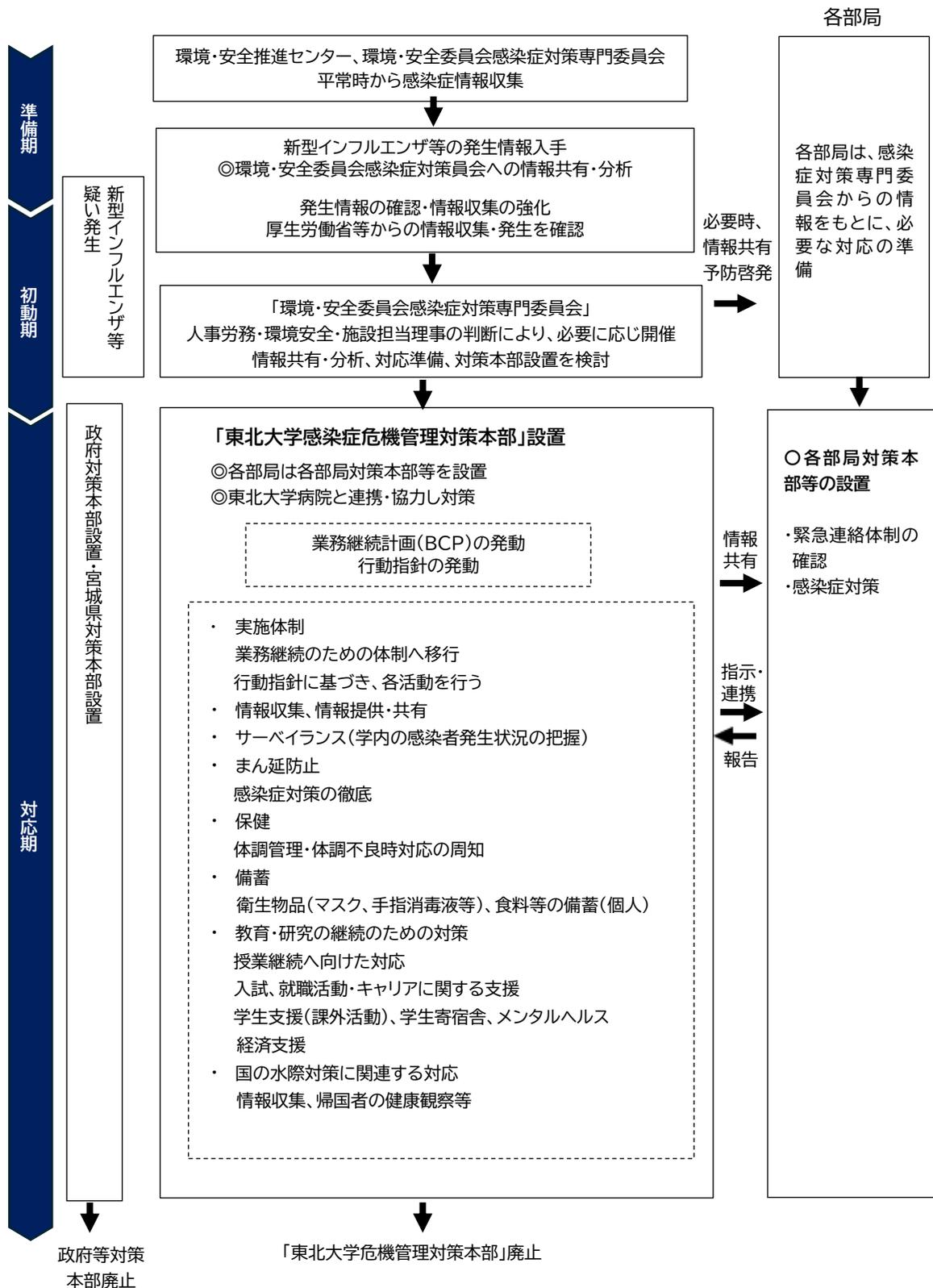
5.1.1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の対応

- ・ 環境・安全推進センターは、環境・安全委員会感染症対策専門委員会と連携し、平常時から感染症に関する基本的な情報や発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報について情報収集する。
- ・ 環境・安全推進センターは、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある事態を把握した場合には、保健管理センターと情報共有するとともに、厚生労働省、WHO 等による発生情報の情報収集を強化する。
環境・安全委員会感染症対策専門委員会と情報共有を適時行う。
- ・ 環境・安全推進センターは、事態に関する情報を人事労務・環境安全・施設担当理事に報告し、必要な指示を受ける。人事労務・環境・安全・施設担当理事は、必要に応じ、環境・安全委員会感染症対策専門委員会の開催を指示する。
- ・ 環境・安全推進センターは、人事労務・環境安全・施設担当理事の指示により、環境・安全委員会感染症対策専門委員会を緊急招集する。
- ・ 環境・安全委員会感染症対策専門委員会は、事態に関して情報共有し、対策本部の設置に至らない初動の段階において、専門家の立場から発生した感染症に関する情報を評価する。初動の対処方針及び対策本部設置の必要性、設置した場合の検討すべき事項の抽出を行う。予防措置が必要な場合は、関係部局に対し必要な対策を要請することができる。
- ・ 環境・安全委員会感染症対策専門委員会での決定事項については、速やかに部局を通じて、学生・教職員へ情報提供を行う。

5.1.2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応

- ・ 国（厚生労働省）が国内外で新型インフルエンザ等の発生が確認された旨を公表し、政府新型インフルエンザ等対策本部を設置するなど、本学においても環境・安全感染症対策専門委員会において、対策本部が必要と判断し、総長が設置の必要について認めた場合、総長を本部長とする対策本部を設置する。
- ・ 対策本部の設置により、環境・安全委員会感染症対策専門委員会による対応から、対策本部による実施体制へ切り替えるとともに、本業務継続計画を発動する。
- ・ 対策本部を設置した際は、部局、学生・教職員へ周知する。
- ・ 対策本部は、国（統括庁、厚生労働省、外務省等）が公表する国内外の新型インフルエンザ等発生の事態及び対応に関する情報、感染症対策などについて、部局、学生及び教職員に対し、迅速に情報提供を行う。

図：新型インフルエンザ等の対応体制

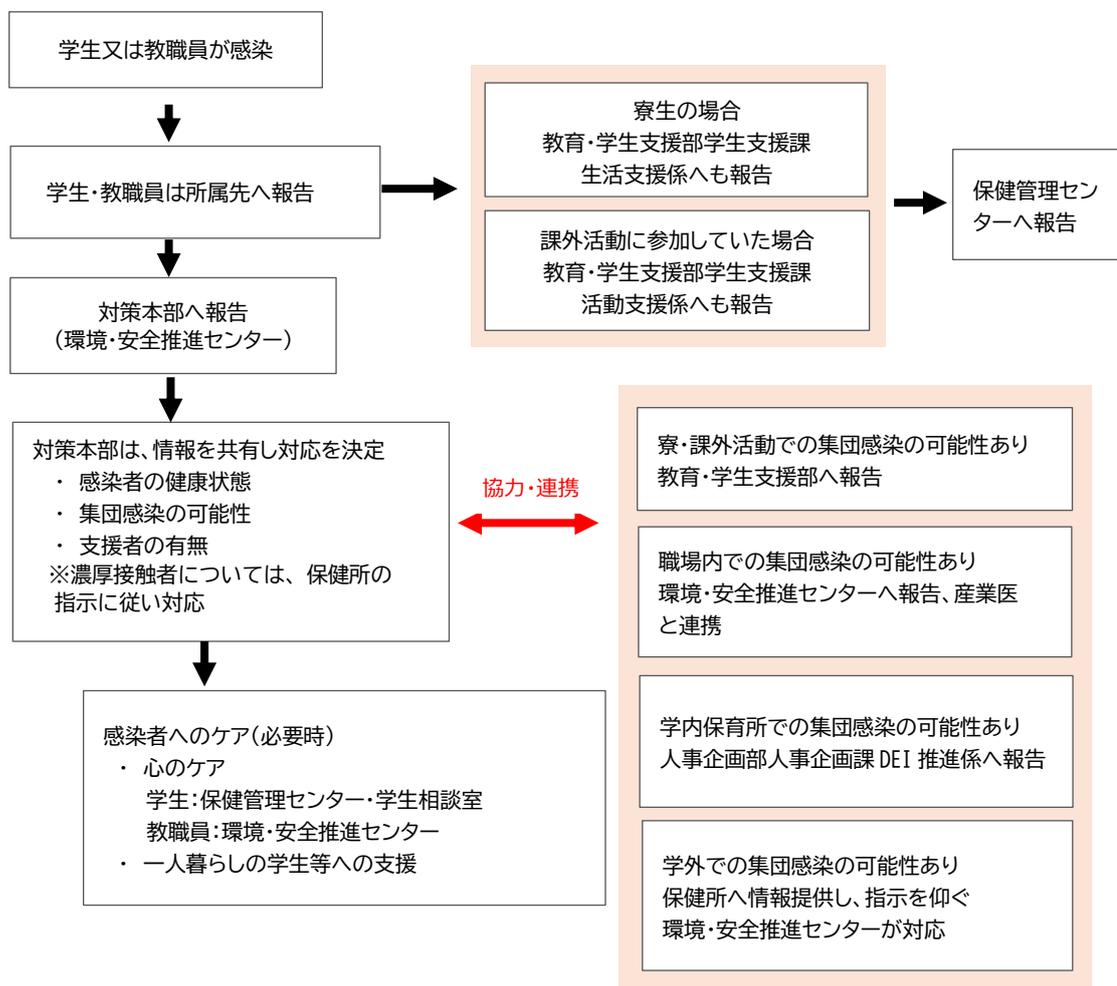


5.2 学内において新型インフルエンザ等が発生した場合の対応

5.2.1 学内において新型インフルエンザ等の発生第一報を受けた連絡等について

- ・ 学生又は教職員は、感染した場合は所属先（部局等）へ連絡する。
 - ・ 部局等において、学生又は教職員から新型インフルエンザ等に感染した旨の連絡・報告を受けた場合は、速やかに環境・安全推進センターに連絡する。
 - ・ 寮生の場合は、教育・学生支援部学生支援課生活支援係へも報告する。課外活動に参加していた場合は、教育・学生支援部学生支援課活動支援係へも報告する。
 - ・ 環境・安全推進センターは、把握した感染者の情報を対策本部へ報告する。
 - ・ 保健所等の外部機関より、環境・安全推進センターに学生又は教職員の感染者発生について連絡があった場合は、同センターより該当部局等の事務（部）長に連絡する。
 - ・ 対策本部は対応を検討し、必要に応じて各部局等の長に対応についての連絡、指示を行う。対策本部及び各部局は、緊密に連携しつつ対応する。
 - ・ 集団感染の可能性がある場合は、速やかに関係部署と連携し対応する。必要時、感染症専門家に協力を求める。
- ・ **対応のポイント**
- ・ 大学本部及び各部局は、発生時の連絡体制を確認しておく。
 - ・ 感染者が発生した場合の連携のため、対策本部（窓口：環境・安全推進センター（人事労務課））と各部局等との休日、夜間を含む連絡体制を確認しておく。
 - ・ 対策本部は、各部局からの感染者報告について、事務負担の軽減及び迅速に把握するため、ウェブフォーム等を活用した方法等、早期に検討する。
 - ・ 集団感染が発生した場合に備え、対応を検討しておく。
 - ・ 感染者が発生し、一人暮らしの学生等の場合は、支援等を検討する。
 - ・ 感染した学生・教職員への心のケア対応として、相談窓口を検討しておく。
 - ・ 各部局等において、休日を含めた部局等における連絡体制など、感染者発生への対応のための体制を早急に整備する。
 - ・ 感染状況により、一時期に多数の教職員が感染し、又は濃厚接触者となり勤務を欠くおそれもあることから、各部局等においても業務継続体制について検討しておく。
 - ・ 濃厚接触者等への対応については、保健所の指示に従い対応する。

図：学内において発生した場合の対応（新型インフルエンザ等）



◎集団発生時、感染症専門家と連携し対応

連絡先 ※非公開

内容	担当係等	電子メール	電話番号

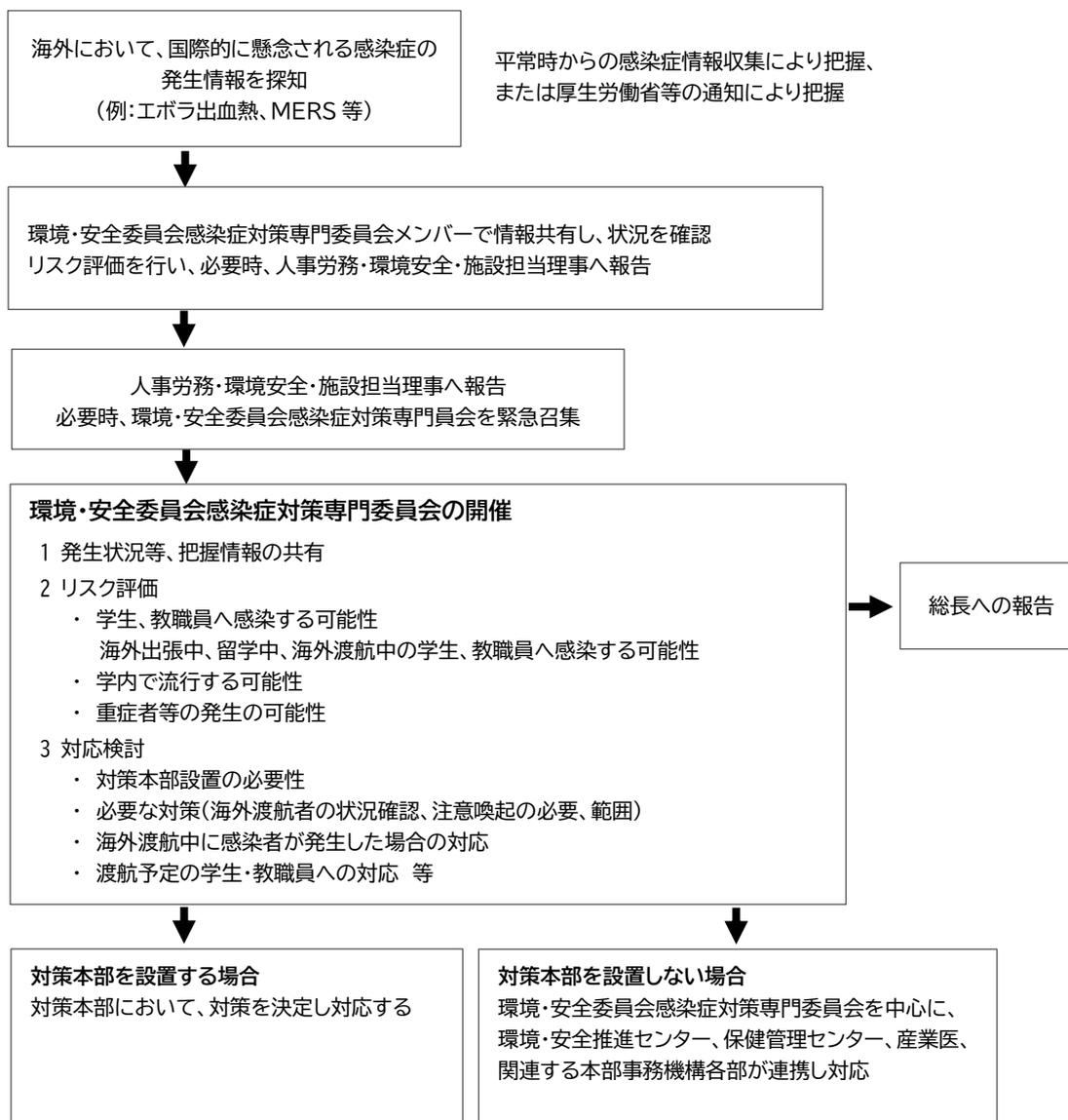
5.3 海外における感染症の流行への対応

- ・ 環境・安全推進センターは、環境・安全委員会感染症対策専門委員会と連携し、平常時から感染症情報の収集を行い、大学の管理・運営機能に影響を及ぼすおそれのある海外での感染症の流行を把握した場合は、学生・教職員等の感染リスク、学内で流行する可能性、社会的な影響等、リスク評価を行う。
- ・ リスク評価の結果、全学的な対応が必要な場合は、人事労務・環境・安全・施設担当理事に報告し、対応について指示を伺う。人事労務・環境・安全・施設担当理事は、必要に応じて、環境・安全委員会感染症対策専門委員会を開催し、対応及び対策本部設置の必要性について協議する。対策本部設置の必要性がない場合は、環境・安全委員会感染症対策専門委員会において、以下について検討する。
 - ✓ 学生・教職員への感染症情報発信の必要性（海外滞在者含む）
 - ✓ 発生国・地域に滞在している教職員等の把握の必要性
発生国・地域に滞在している教職員等への対応
（体調不良時の対応、感染症対策、連絡体制等）
 - ✓ 発生国・地域から帰国する教職員等への対応
 - ✓ 国の水際対策等の情報を収集し、適切な対応を検討
 - ✓ 発生国・地域へ渡航予定の教職員等への対応
 - ✓ 学内における流行の可能性
 - ✓ 環境・安全委員会感染症対策専門委員会での決定事項（注意喚起等）を全学に周知

➤ 対応のポイント

- ・ 学生・教職員が海外での活動している時に、重症者や死亡者等が発生するような重大な事態の場合は、対策本部を設置し、全学的な対応が必要となる場合もあることを想定しておく。
- ・ 健康観察の依頼
- ・ 発生国・地域からの帰国者等に対し、差別や不当な扱いを受けないよう周知徹底する。

図：海外における感染症流行への対応（例）



連絡先 ※非公開

内容	担当係等	電子メール	電話番号

5.4 学内・地域で流行する可能性のある感染症が発生した場合の対応

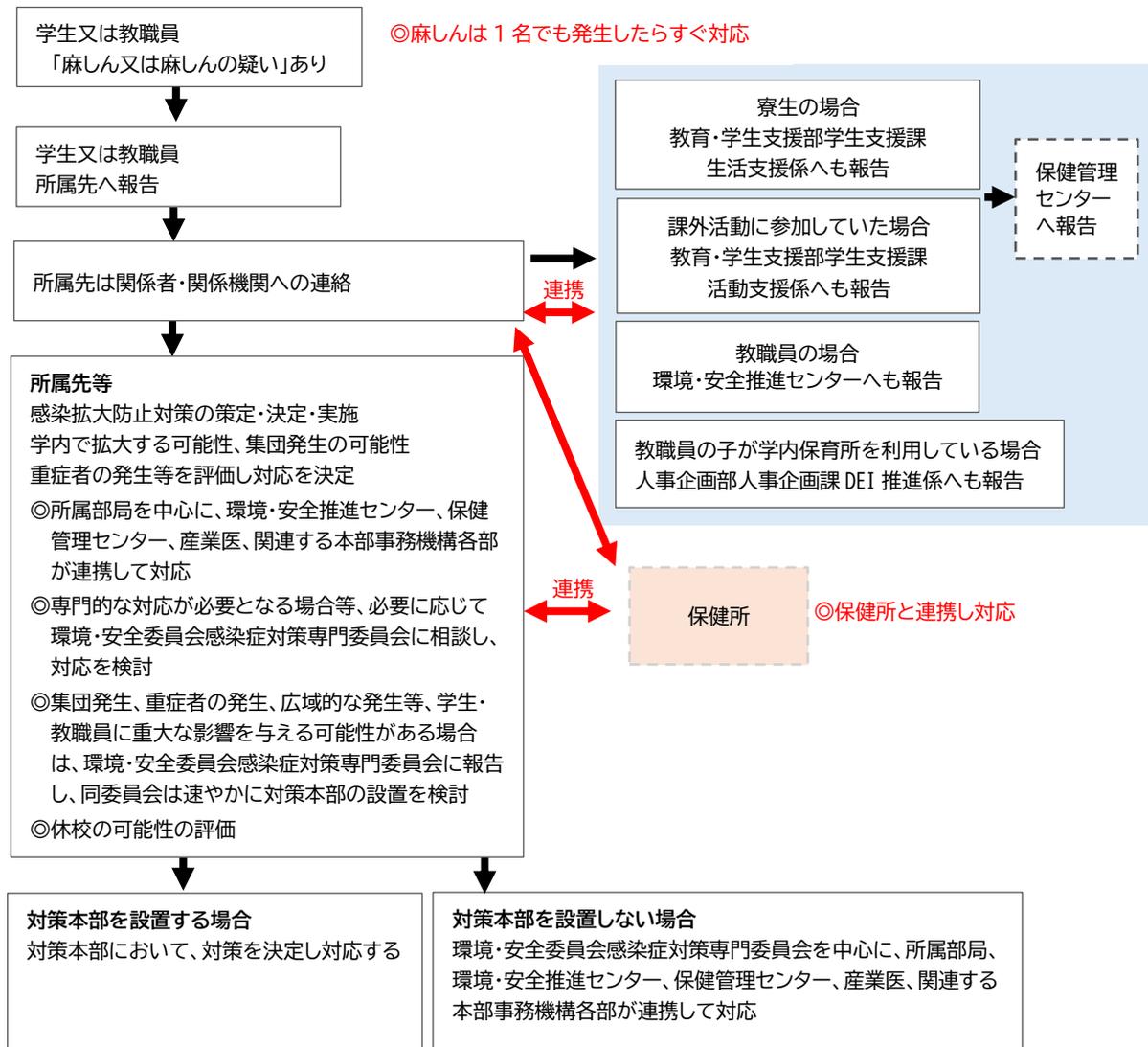
発生した感染症により対応は異なるが、以下に、学内において麻しんが発生した場合を想定した対応を示す。

- ・ 部局等において、学生又は教職員から「麻しん又は麻しんの疑い」の連絡を受けた場合は、関係者、関係機関と迅速に連絡をとる。
寮生の場合は、教育・学生支援部学生支援課生活支援係、課外活動に参加していた場合は教育・学生支援部学生支援課活動支援係、保健管理センター、環境・安全推進センターへも報告する。教職員の子が学内保育所を利用している場合は、人事企画部人事企画課 DEI 推進係へも報告する。
学生が発生した場合においても環境・安全推進センターへ情報共有する。
 - ・ 麻しんが発生（又は疑い）の場合の対応については、所属先、環境・安全推進センター、保健管理センター、産業医、関連する本部事務機構各部が連携し対応する。
 - ・ 対応する場合は、学内において感染拡大する可能性、集団発生の可能性、重症者の発生、学外も含む対応が必要となる可能性を評価し、対応を決定する。
 - ・ 集団発生の可能性、重症者の発生、休講等の措置が必要な可能性がある場合、学外も含む対応が必要となる場合は、環境・安全委員会感染症対策専門委員会（事務局：環境・安全推進センター）へ報告し、人事労務・環境安全・施設担当理事は、必要に応じて、感染症対策専門委員会を迅速（オンライン会議、メール審議等）に開催し、対策本部の設置を検討する。同委員会を中心に、対策本部の設置が必要と判断し、総長が必要と認めた場合は、対策本部を設置し対策本部において対応を決定する。対策本部設置を必要としな場合は、同委員会において、所属部局、環境・安全推進センター、保健管理センター、産業医、関連する本部事務機構各部と連携の上、対応する。
 - ・ 保健所が実施する積極的疫学調査に協力するとともに情報収集に努め、保健所と連携し対応する。
- **対応のポイント**
- ・ 学生への対策と同時に教職員への対応も重要となる。
 - ・ 関係者、関係機関と連携のもと、感染拡大の防止に向けた対応を迅速に開始することが重要となる。
 - ・ 学生・教職員が重症化して死亡するような事態も想定され、対策本部での対応が必要となる可能性もある。

【参考資料】

対応については、「学校における麻しん対策ガイドライン第二版（国立感染症研究所感染症疫学センター作成、文部科学省、厚生労働省監修、平成 30 年 2 月作成）」等の最新版を参考にする。

図：学内での初動対応（例：麻しん対応）



連絡先 ※非公開

内容	担当係等	電子メール	電話番号

第6章 業務継続計画の基本的考え方

6.1 業務継続の基本方針

6.1.1 本学に求められる役割

本学は、建学の理念である「研究第一」、「門戸開放」、「実学尊重」を基盤に、教育・研究・社会連携の好循環を実現することを使命としている。感染症危機においても、適切な意思決定のもと対策を講じ、教育・研究・社会との連携を継続させることが求められる。

感染症危機が発生した場合、健康被害をできる限り抑制し、学生・教職員の生命及び健康を守ることが必要である。同時に、本学の教育・研究・社会貢献へもたらす影響を最小限に抑えるため、危機対応業務や大学の管理・運営機能の維持に必要な業務を中断することなく、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

しかし、新型インフルエンザ等発生時には、多くの教職員の感染、家族の看病等による休暇取得、感染者と濃厚接触した教職員も保健所から外出自粛を要請され、出勤できなくなる可能性がある。このため、教職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、感染症対策の徹底とともに重要な業務の絞込みが必要となる。

6.1.2 業務継続の基本方針

本学が上記使命を十分果たすためには、学生・教職員の生命及び健康を確保しつつ必要な教育・研究・運営業務を継続するための万全な対策を講じることが必要である。

このため、感染症対策を徹底するとともに、新型インフルエンザ等により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、大学の管理・運営機能の維持に必要な業務であって、一定期間縮小・中断することにより、教育と研究に重大な影響を与えることから大幅に縮小・中断することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、連携体制等を確保する。また、発生時継続業務以外の業務のうち、特に感染拡大につながる恐れのある業務については、極力中断する。

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場等における感染症対策を徹底し、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、複数班による交替勤務制（スプリット・チーム制）など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。感染が疑われる症状のある教職員は、出勤を控えさせ、併せて、外出自粛を徹底するよう周知する。同居者等に感染者がいる教職員については、濃厚接触者として保健所から外出自粛要請がなされる可能性がある。このため、濃厚接触者とされた教職員については休暇を取得するよう周知する。

感染症危機発生時においても、学生・教職員の生命と健康を守り、大学の管理・運営機能を維持し、教育・研究活動を継続するため、万全な対策を講じる必要がある。

感染症が発生した際は、教職員の感染などにより人的資源が限られる中、感染症対策などの新たな業務が生じ、さらに、大学の機能を維持するため、通常の業務も継続する必要がある。必要な業務を実施・継続するためには、感染症対策の徹底とともに、業務の絞込みが必要となる。以下に業務継続の基本的な方針を示す。

業務継続の基本方針

➤ 事態に応じた危機対応体制

感染症危機の状況に応じた感染症危機管理体制を確立し、適切な意思決定に基づく対策を実施する。

➤ 発生時継続業務の実施

- ・ 感染症危機の発生による危機管理対応のため、新たに業務が発生、又は業務量が増加するものを優先的に実施する。
- ・ 通常業務のうち、大学管理・運営に必要な業務であって、教育研究活動に重大な影響を与えることから、一定期間、縮小・中断することが困難なものを継続する。
- ・ 通常業務のうち、中長期的な業務等、緊急に実施することが必須ではない業務で、一定期間、縮小または中断が可能な業務は縮小・休止する。
- ・ 発生時継続業務以外のうち、特に感染拡大につながるおそれのある業務は、極力中断する。

➤ 業務継続のための感染症対策の徹底

- ・ 職場等における感染症対策を徹底し、在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。
- ・ 感染の疑いのある症状を有する教職員は、出勤を控えさせ、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

➤ 業務継続にあたっての配慮

- ・ 通常体制とは異なる業務体制及び発生時継続業務により、過重労働となる教職員の健康状態を管理する。一部の教職員への業務過多など、偏った勤務とならないよう、管理者は配慮を行う。

6.2 業務の仕分け

業務継続の基本方針を踏まえ、学生・教職員の生命及び健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、発生時継続業務とそれ以外の業務の仕分けを行う。

6.2.1 発生時継続業務

➤ 強化・拡充業務

感染症危機の発生により、新たに業務が生じ又は業務量が増加するもの。

➤ 一般継続業務

大学の管理・運営・治安の維持、教育・研究活動の調整・支援等に必要な業務であって、一定期間縮小・中断することにより、教育・研究活動や大学の管理・運営に重大な影響を与えることが想定されるため、国内で感染が拡大・まん延している状況であっても、業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

6.2.2 縮小・中断業務

上記以外の業務

表 発生時における業務の仕分けの考え方

区分		業務の性格	発生時の体制（例）
優先業務	発生時継続業務 強化・拡充業務	感染症危機の発生により、新たに業務が生じる・または業務量が増加するもの ・ 感染拡大防止策 ・ 感染症危機管理上、必要となる業務	初動期から、状況に応じ体制を維持・強化
	一般継続業務	大学の管理・運営機能の維持に必要な業務であって一定期間、縮小・中断することにより、教育・研究活動等に重大な影響を与えることから、業務量を大幅に縮小することが困難なもの	初動期から、状況に応じ体制を維持 可能な範囲で在宅勤務（テレワーク）等を活用
縮小・中断業務 （発生時継続業務以外の業務）		中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務	

表 強化・拡充業務例（新型インフルエンザ等を想定した場合）

業務の種類	業務内容
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時の対策本部設置及び維持 ・対策本部、本部会議、対策班会議の運営・記録
情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・関係機関との連携
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・各種データ収集・分析と公表 ・学内での感染者発生状況の把握 (学生・教職員の同居者等の感染情報の確認・報告)
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・部局及び学生・教職員への新型インフルエンザ等に関する情報提供 (発生状況・有効な感染症対策、本学の対応に関すること等) ・関係機関、一般への情報発信、共有 ・偏見、差別や偽・誤情報への対応 ・学内における感染者の公表に関すること
水際対策に係ること	<ul style="list-style-type: none"> ・海外渡航情報等に関する情報収集・共有 ・検疫強化に関連する対応 ・海外留学中の学生・研究者に対する情報提供等の対策 ・国における対策強化（入国制限等）を受けた対応 ・国による水際対策に係る留学生・研究者等への対応
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のできる感染症対策の徹底 ・入庁管理等のデジタル化 ・イベント・集会・活動の自粛要請等 ・感染者、濃厚接触者への対応に関すること ・国等によるまん延防止等重点措置、緊急事態措置等に係る対応
保健	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応（学生・教職員） ・保健所による積極的疫学調査への協力 ・感染者の健康観察、生活支援 ・体調不良者等の対応に関すること ・ワクチン接種に関すること
学生生活及び教育研究活動の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・授業継続に向けた準備 ・入学式に関すること ・入学試験、オープンキャンパスに関すること ・課外活動に関すること ・学生寄宿舍に対する感染症対策等 ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進 ・学生・教職員の食料品・日常生活品等の備蓄に関すること ・施設管理に関すること ・学生への経済支援に関すること

表 強化・拡充業務；本部事務機構の担当業務（新型インフルエンザ等を想定した場合）

組織		対応事項
事務局	総務企画部 総務課 法務・コンプライアンス課	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議及び対策班会議の設置・運営、記録の作成 ・対策本部の運営に関すること ・行動指針に関すること ・大学全体の情報収集、情報伝達に関すること ・他大学の取組み状況、文科省の対応等の情報収集・共有 ・関係機関との連絡調整に関すること ・教職員の予防接種（特定接種に限る）に関すること ・東京分室の管理 ・業務継続に関すること ・業務継続に係る関係部署への調査
広報 ・ 情報 発信	広報室	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症特設サイトの開設と運営 ・教育・研究等の本学の取組みの一般への周知 ・情報の集約と学内・学外への情報発信 ・感染症関連研究の情報発信 ・報道機関への対応
	基金・校友事業室	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の経済支援（寄附に関すること） ・感染症危機の状況下における校 学内・学外との支援を繋ぐ取組み
国際	国際連携部 国際企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・国等の水際対策に係る対応 ・海外留学等に係る危機管理情報の把握 ・外国人留学生及び研究者の受入れ支援 ・学生及び研究者交流 ・留学生等の修学や生活における各種相談対応 ・学生・教職員の海外渡航に関すること
	国際サポート課	<ul style="list-style-type: none"> ・文書日英二言語化に関すること
人事	人事企画部 人事企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・学内保育園における感染症対策
	人事給与課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策に伴う諸手当に関すること
	人事労務課	<ul style="list-style-type: none"> ・労務管理（休暇・勤務体制等）に関すること ・安全衛生管理、教職員の健康管理 ・学生・教職員の感染者等の把握 ・感染者・濃厚接触者への対応に係ること ・仙台市との連絡調整、保健所による濃厚接触者特定のための積極的疫学調査への協力 ・感染症対策の普及啓発 ・教職員の健康診断に関すること ・教職員等からの相談に関すること ・予防接種に関すること（他の部に属するもの除く） ・感染症対策専門委員会の運営に関すること ・業務継続計画の策定・改定に関わること

組織		対応事項
学生	教育・学生支援部 学務課	・入学式
	教務課	・学位授与式 ・学事暦・授業（オンラン対応）に関する事 ・授業実施の取扱い・対応ガイドラインの作成
	入試課	・入試対応（入学試験） ・入試広報（オープンキャンパス・入試説明会、進学説明会、講師派遣等）
	学生支援課	・学生の課外活動に関する事 （ガイドラインの作成、感染者等発生への対応） ・学生寄宿舍・UHの感染症対策 （ガイドラインの作成、感染拡大防止対策、感染者発生時の対応、移送等） ・経済支援に関する事（奨学金等）
	留学生課	・留学生支援に関する事 ・学生の受入れ等に関する事
	キャリア支援事務室	・学生のメンタルヘルス（ピアサポート）に関する事 ・ワクチン接種に関する事 ・就職・キャリア支援
財務	財務部 財務課	・対策に係る予算その他財務に関する事
	資産管理課	・施設管理 ・催事・イベントに関する感染症対策（ガイドライン策定等） ・川内萩ホール、片平会館等の感染症対策 ・キャンパスバス・青葉山連絡バスに関する事 ・通勤方法の変更等に関わる入構許可証 ・国外からの入国者の待機場所の確保
	調達課	・衛生物品調達、配布・備蓄に関する事 ・感染拡大防止対策のための物品調達 （AIサーマルカメラ設置、オンライン授業のパソコン、カメラ等の購入、感染症対策が可能な会場の借り上げ） ・感染者発生時の対策 （防護服、手袋、消毒薬等の整備、施設等の消毒）
	資金管理室	・出納業務
	旅費計算室	・出張等に関する対応

組織		対応事項
研究	研究推進部 研究推進課 ナノテラス共創推進課 研究コンプライアンス推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究推進に関する業務
産連	産学連携部 産学連携課 産学共創企画課 スタートアップ創出戦略室 特定事業戦略室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産学連携に関する業務
施設	施設部 計画課、建築整備課 設備環境課 事業推進課 キャンパスデザイン室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策に係る施設整備
情報	情報部 デジタル変革推進課 デジタル基盤整備課 デジタルサービス支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止のためのデジタル技術及びデータの活用 ・ 在宅勤務（テレワーク）のための情報基盤整備（整備済み） ・ 種々の予約等のオンライン化支援（ワクチン接種、健康診断等） ・ 大学院入試手続きのオンライン化支援（導入済み）

第7章 業務継続のための体制及び環境の確保

本学は、新型インフルエンザ等発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、対策本部を設置している。新型インフルエンザ等発生時には、同対策本部の統括の下、本業務継続計画に基づき必要な業務を行う。

7.1 感染リスクを低減する勤務体制

教職員の感染リスクを低減させるため、通勤方法、勤務形態及び勤務場所の変更等について検討する。感染症対策は、発生する感染症の特性によって判断する。

▶ 取組例

- ・ 通勤方法については、教職員の通勤時における感染リスクを低減させるため、時差出勤の活用や自転車・徒歩等による出勤について検討する。その際、通勤方法の届出等に関する事、出勤時間等に関する規則の見直し等についても確認する。また、自転車通勤の増加に対応するため駐輪場の確保を検討する。
- ・ 勤務方法については、必要に応じて時差勤務、交代制勤務または在宅勤務（テレワーク）等を検討する。在宅勤務（テレワーク）を行う場合には、在宅での勤務内容について、あらかじめ決めておくほか、対象となる業務や教職員、在宅勤務（テレワーク）の方法について検討を行う。
- ・ 在宅勤務（テレワーク）やオンラインで対応できない業務もあり、継続しなければならない業務の見極めが必要となる。
- ・ 職場等で感染者が発生した場合の業務停滞に備え、代替要員の確保として複数班による交替勤務制（スプリット・チーム制）等の方法も考えられる。
- ・ 重要な意思決定を行う者等については、部署の規模等に応じて、交代制勤務等を取り入れ、意思決定を行う代替要員が同時に発症しないような体制（スプリット・チーム制）を整備することが考えられる。
- ・ 職場等については、通常通り又は危機管理対応により業務が増加する課室等は、会議室等の執務室への活用や勤務者が通常の半減以下の課室等は、一人おきに着席すること等、対人距離を確保する工夫を行う。
- ・ 業務において多数の人と接触することを避けるため、対面方式の会議等は極力避け、オンライン、メール等で実施するよう努める。
- ・ 感染が拡大している地域への出張の中止又は不要不急の出張の中止を検討する。本学行動指針レベルや感染状況等に応じ対応を検討する。
- ・ 大学は、入学式、卒業式、試験等、季節性のある業務があり、発生した時期によって対応することが異なることも想定しておく。

7.2 人員計画の円滑な実施（労務管理に関すること等）

- ・ 人員計画の実施にあたっては、本業務継続計画の発動期間中、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレスにより教職員が健康を害すことがないように、管理者は配慮を行う。
- ・ 感染拡大時は、本人の感染や感染した同居者等の看病等で一時的に多くの教職員の欠勤が想定される。また、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、保護者、介護者である教職員は出勤が困難となる場合がある。
- ・ 同じ職場で感染者が発生した場合や同居者等に感染者がいる場合等、都道府県等から濃厚接触者として外出自粛を要請される可能性がある。そのため、多くの教職員が長期間欠勤することを想定し、継続する重要業務を絞り込んでおく必要がある。
- ・ 発生時の教職員及び同居者等の感染情報、教職員の出勤状況等を速やかに把握するための手順、教職員において想定される状況別の対応及び労務管理上の取扱い（病気休暇の取得、在宅勤務・自宅待機の命令等）を整理する。労務管理上の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症対応時の例を以下の表に示す。

表 新型コロナウイルス感染症発生時における人事労務上の取扱い例

項目		労務管理上の取扱い
教職員が感染したとき		就業禁止（有給） （法令上の規定）感染症法第 19 条に基づき都道府県知事が入院を命令
教職員が濃厚接触者とされたとき		在宅勤務又は自宅待機 （法令上の規定）感染症法第 44 条の 3 に基づき都道府県知事が外出自粛要請
新型インフルエンザ等対策として、臨時休校等をした小学校等に通う子の世話をを行うとき		臨時休校休暇（有給）
新型インフルエンザ等に感染した子など、小学校等を休む必要がある子の世話をを行うとき		
教職員の同居者が感染したとき	同居者が体調不良の場合	在宅勤務（命令）/自宅待機（命令）/健康観察休暇（有給）
	同居者が体調良好の場合	在宅勤務 [命令] /自宅待機 [命令]（有給）
教職員に風邪症状があるとき		健康観察休暇（有給）
教職員の同居家族（配偶者、父母及び子）が風邪症状を発症し看護その他の世話をを行うとき		
在宅勤務（テレワーク） ※在宅勤務に必要な通信環境等の整備、費用負担等についても検討		新型インフルエンザ等対応として、在宅勤務（自宅待機）を命ずることができる
時差出勤		通勤時の感染リスク低減のため、労働時間等細則別表を改正することなく部局等の長が必要と認める範囲で始業・終業時刻を変更することができる
昼休みの時差取得		昼休み時の感染リスク低減のため労働時間等細則別表を改正することなく、部局等の長が必要と認める範囲の休憩時間を変更することができる
妊婦・高リスク者（基礎疾患を有する者等）への配慮		適宜対応

7.3 物資・サービスの確保

業務を円滑に継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、感染症発生時においても必要な物資・サービスが継続して確保されることが必要である。

以下に、新型インフルエンザ等の感染症危機を想定した内容を記載するが、発生する感染症に応じて、必要となる対策も異なるため、感染症の特徴に応じて決定する。

7.3.1 感染症対策物品等の備蓄

感染防止に必要なマスク・速乾性擦式消毒用アルコール製剤等について、計画的に備蓄を進める。備蓄に関するルールを決め、ルールに基づき購入、備蓄数、有効期限、使用数、物品の管理等を決定する。

購入、備蓄数、有効期限、使用数など、物品の管理を担当する部署を決めておく。

備蓄は、ローリングストック（回転備蓄）として、平常時から有効活用しながら、必要数の在庫を持つようにする。

表 主な物資の備蓄

分類	備蓄量	用途等
マスク		庁舎出入口・執務室内・清掃・外部会議等
手指消毒液		

7.3.2 キャンパスバス・青葉山連絡バスの運行

新型インフルエンザ等の感染症危機が発生する状況下において、運行する際、学生・教職員が安全、安全に利用できるよう感染症対策を徹底する。また、感染拡大により、キャンパスバス及び青葉山連絡バスの運行中止等も想定される。

➤ 取組例

- ・ 体調不良者は利用しないこと、マスク着用及び会話の禁止
- ・ 窓開放による常時換気、CO₂モニターによる換気状況の確認

7.3.3 施設利用等の継続

東北大学百周年記念会館萩ホール、片平さくらホール、片平北門会館等の本学コンベンション施設では、状況に応じた感染症対策が必要となる。また、感染拡大や本学行動指針レベル、国による緊急事態宣言等により、臨時休館が求められる可能性も想定される。

➤ **取組例**

催事等開催時のガイドランの作成、臨時休館等の実施基準の検討

7.3.4 家庭での備蓄

個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、2週間程度の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。

7.3.5 情報システム

在宅勤務（テレワーク）の実施に備え、在宅勤務等におけるネットワーク環境の確保を行う。

第8章 業務継続のための感染症対策

感染症危機発生時において、必要な業務を継続する場合は、教職員等の健康を守り、キャンパス内における感染拡大を防止するため、必要な感染症対策を講じる必要がある。

対策本部は、国（統括庁、厚生労働省、文部科学省等）、宮城県・仙台市が発表する情報を基に、新型インフルエンザ等に関する知識、対処法、注意すべき事項等について、各部署等を通じて学内に周知する。各部署の長（責任者）は、対策本部からの指示情報に基づき、当該部署等による対策の実施、健康管理を徹底させる。対策本部は、学生・教職員が感染症対策に対する理解を深めるため、各種媒体の利用や可能な限り多言語で、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供を行う。

8.1 キャンパス内における感染症対策

以下に、新型インフルエンザ等の感染症を想定した場合の一般的な感染症対策を示している。感染症対策は、発生した感染症の特性によって異なり、発生の段階等により、対策が変化していく面を有していることから、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。さらに、これらの対策については、その効果を検証した上で過度な対応にならないような配慮が必要である。

8.1.1 一般的な留意事項

教職員等に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ・ 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
- ・ 換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策を行うこと。
- ・ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

8.1.2 教職員の健康状態の確認等

管理者は、欠勤した教職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や感染者との接触の可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

8.1.3 職場等における感染症対策（清掃・消毒・換気）

職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒・換気を行う。

➤ 清掃・消毒

- ・ 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水バー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。

- ・ 教職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。

➤ 換気

新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染への対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用等がある。）効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。

- ・ 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
- ・ 感染を防ぐためには、空気の流れについて配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
- ・ 目を覆う程度の高さより高いパーテーションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するよう注意する。

上記の感染症対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

8.1.4 職場等で発症者が出た場合の対応

8.1.4.1 学内における体調不良者等への対応

キャンパス内で新型インフルエンザ等が疑われる症状がある学生又は教職員が発生した場合の対応方法についてあらかじめ取り決めておく。

医療機関を受診した場合は、保健所の指示に従って対応する。

8.1.4.2 濃厚接触者への対応

同じ職場の教職員等、感染者との濃厚接触者については、感染症法に基づく外出自粛等が都道府県等から要請されることになることから、保健所等の指示を踏まえ濃厚接触者は休暇の取得を認め、必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）を命ずることを検討する。

8.2 海外勤務等の教職員への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、海外勤務、海外出張する教職員等への感染を予防するため、必要に応じて以下の対応について検討する。

- ▶ 発生国・地域に駐在する教職員等に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- ▶ 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運行停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等を考慮し、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。
- ▶ 海外からの研究者・出張者等の受入れについては、国の水際対策により入国制限等の措置が講じられ、研究者等の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国等から発信される最新の情報、要請等を参考にして、対応方針等を検討する。

8.3 普及啓発

- ・ 平常時より季節性の感染症が流行しやすい時期に、教職員に対して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策の実施（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の情報発信を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染者が症状があるにもかかわらず無理に出勤した場合、出勤途中や職場において感染を拡げるリスクがある。症状がある場合は家で自宅療養する、という基本ルールを職場全体に浸透させることにより職場での感染を防ぐことができる。
- ・ 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染者が偏見・差別をおそれて受診行動を控える等、感染症対策の妨げになることなどについて、管理者は、教職員等に対し、感染者への偏見・差別等を防ぐために必要な啓発を行う。

表：業務継続時における感染症対策の例

目的	対策例
業務等の対応	
業務の絞込み	<ul style="list-style-type: none"> ・重要業務への重点化 ・緊急性のない業務の縮小・中断
勤務時間・場所の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（テレワーク）の活用 ・オンラインでの手続きの活用など、在宅勤務者に配慮した柔軟な対応 ＊在宅勤務実施のための就業規則等の見直し、通信機器等の整備 ・必要に応じ、時差出勤や休憩時間の変更
通勤方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤の推進 ・公共交通機関を用いない方法（自家用車・自転車・徒歩等）による出勤の検討 ・公共交通機関を利用する場合、マスク着用等の咳エチケットの徹底
業務方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の中止または不要不急の出張の中止 ＊行動指針レベルや感染状況を確認 ・会議の中止 ＊対面による会議・打合せを避け、オンライン会議・打合せを活用、電子メール、電話等の活用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内に同時にいる職員数を減らす ・職員の使用する机の位置や椅子の位置を工夫、会議室を使用するなどして教職員間の対人距離を確保
感染症対策（入館管理）	
学生・教職員等の入館時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学生・教職員に、登校・出勤前の自宅での体温測定を促す ・発熱等の症状がある場合の登校・出勤自粛を徹底する ・発熱による来学制限の目安（37.5度以上、38.0度以上など）を決めておく
来訪者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある方の入館制限 ・地域での感染状況等により来訪者の学内への入館制限を検討 ・来訪者に必要に応じてマスク着用を促す
来訪者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、訪問者の氏名、所属、連絡先等を記入してもらう（感染者が発生した場合に保健所が行う積極的疫学調査や感染症対策を講じる際に重要となる）
感染症対策（基本的な感染対策等）	
手洗い・手指消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、手指消毒の励行 ＊登校・出勤後、帰宅後の手洗い、手指消毒を励行 ＊入口、施設内に速乾性消毒用アルコール製剤を設置する
マスク着用等の咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、マスクの着用（学生、教職員等及び入構者）を促す
換気	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の換気を適切に行う
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職場や訪問者の訪問スペースの入口や立ち入れる場所、訪問人数制限 ・食堂等の時差利用又は座席配置の工夫等により、接触距離を保つ
欠勤者が出た場合に備えた代替要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・部署の意思決定を行う等、代替要員が限られている者の交替勤務や別の場所での勤務（スプリットチーム制） ・家族状況（子や要介護の家族の有無等）による欠勤可能性増大の検討

第9章 教育・研究継続のための対策

大学の主たる社会活動である研究と教育は、新型インフルエンザ等の流行状況により、休校や閉鎖、キャンパスへの立ち入り禁止、感染防止対策として、対面での授業や活動、相談や面接などの制限が生じる可能性がある。また、新型インフルエンザ等は、不明な点が多い感染症であり、社会全体として長期的な対応が必要となることも想定される。

このような様々な制限が生じる状況下にあっても、学内における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、活動内容を工夫しながら、授業や課外活動、各種行事等の教育・研究活動を継続できるよう取り組む必要がある。

以下に、新型インフルエンザ等発生時に想定される状況及び取組例について、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応を例に記載する。

感染症対策は、発生した感染症の特性により、対応が異なることから、最新の知見に基づき対応をしていくことが重要である。

9.1 学生の対応

9.1.1 休講・閉鎖等

大学の主たる社会的活動は研究と教育であるが、新型インフルエンザ等の流行状況によって休校や閉鎖を実施し、その活動を停止しなければならない場合がある。

学生・教職員に新型インフルエンザ等の感染者が発生した場合、管轄の行政機関と相談し、対策本部が最終的に判断し、決定を下すものとする。

また、宮城県から休校・休業を含めたできるだけ感染拡大を遅らせる運営方法の工夫の要請があった場合は、管轄の行政機関と相談しつつ、これらの措置が適切に講じられるよう対策本部が最終的に判断し、総長が決定を下すものとする。

なお、各部局及び大学本部各部において、休校や閉鎖措置になった場合を想定し、以下の事項について検討しておく必要がある。

- ① 学生の公欠、教職員の公休に関する取り決め
- ② 休校又は閉鎖実施の判断基準
- ③ 休校及び閉鎖期間における必要業務及びその必要員数
- ④ 休校解除、閉鎖解除の判断基準
- ⑤ 休校期間の授業補障に関する取り決めと授業の再開方法

9.1.2 学内におけるイベント等〔学位授与式、卒業式等〕

地域での感染拡大や学内における感染状況によりイベント等の開催が制限されることが想定される。その場合、入学式・オリエンテーションの中止又は延期、大学祭などの学内イベントも制限される可能性がある。

➤ 取組例

- ・ 感染状況、国の基本的対処方針、都道府県等による要請等がある場合は、その趣旨を十分踏まえ、式典、イベント等の開催方法等を検討
- ・ 体調不良者は、参加をしないよう周知
- ・ 参加者の基本的な感染対策の推奨
- ・ 会場内の感染症対策の徹底（換気、アルコール手指消毒液の設置や会場の座席間隔を空け、参加者間のスペース確保等）
- ・ 入学式、学位授与式等における参加人数の分散化（二部制とし、第一部を学部1年生、第2部を大学院1年生とする開催方式等）
- ・ 入学式、学位授与式等における参加人数の制限（保護者の参加取りやめ、又は保護者の参加人数を最小限とするため、新入生1名につき1名など制限つきで可能とする等）
- ・ 学内でのイベント等の開催においては、本学における催事等のガイドラインを作成し、ガイドラインに応じた感染症対策の実施

9.1.3 授業等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、国から緊急事態宣言が発令される事態となった場合やキャンパス内での感染拡大などによる臨時休校となった場合、キャンパスへの立ち入り禁止となる場合がある。そのほか、感染拡大防止対策として、人との接触による感染リスクを低減させるため対面の授業の中止も想定される。

また、国による水際対策に伴い、予定していた時期に来日できない学生の学籍取扱いへの影響や、海外渡航できないことにより、必要な海外研修を遂行できない事態も想定される。

➤ 取組例

- ・ 授業単位の確保、単位認定の検討
- ・ 授業継続に係る教員・職員への支援
- ・ 授業を継続するための授業形態の検討
- ・ オンライン授業、オンラインライブ方式、オンデマンド等、キャンパスで行う対面授業とオンライン授業の併用
- ・ オンライン学習のためのネット環境の確保・整備
パソコン、Wi-Fiルーターの確保、空き教室等の活用
- ・ オンライン学習のための学生へのサポート及びオンライン授業を行う教員への支援・補助体制の強化
- ・ オンライン授業の受講に向けた環境整備
- ・ 授業実施の取扱い対応ガイドライン等の作成

- ・ 本学行動指針レベルに応じた授業実施方法の検討
- ・ 渡航制限等により、必要な海外研修を遂行できない学生については、海外研究者によるリモート指導、オンラインセミナー等の開催により学びの機会を確保

9.1.4 入学試験

新型インフルエンザ等の感染拡大により、大学におけるイベントや学校行事等の実施が制限され、入学試験の延期や対面による入試説明会（オープンキャンパス）、入試・進学説明会等のイベントが中止となることが想定される。

また、国の水際対策等により入国が制限され、それにより入学試験を受験できないことも想定される。

➤ 取組例

- ・ 入学試験の対応方針の決定
- ・ 入学試験の実施体制及び入学試験における感染症対策の方針決定
- ・ 海外在住外国人入学志願者への対応
入国できない受験者への受験機会の確保を検討
- ・ 本学行動指針レベルに応じた試験の実施方法や受験機会の確保を検討
- ・ 入学試験に係るガイドライン等作成
- ・ オンラインを活用したオープンキャンパスの実施
- ・ オンラインによる入学試験・進学説明会の開催
- ・ 感染拡大防止策を講じることにより、受験生が安心して受験できる環境の整備

9.1.5 就職活動・キャリアに関する支援

感染拡大防止の観点からキャリア就職フェア（学内合同企業説明会）等開催中止、そのほか対面でのイベントが中止となることが想定される。また、人と人との接触機会を低減させるため、対面による相談会及び進路説明会等の中止や新型インフルエンザ等の影響により、就職に関する面接方法の変更（ウェブ面接）が想定される。

企業等における採用活動についても影響が生じるため、多様な通信手段を活用した説明会や面接・試験等、学生が安心して就職活動ができる働きかけが必要となる。

➤ 取組例

- ・ キャリア就職フェア、夏のインターンシップフェア電子版の作成
電子版の学生への公開
- ・ ウェブ面接・説明会への支援
ウェブ面接等の事前準備、注意点等を作成し、学生へ周知
- ・ 就職活動を予定している学生に対し、キャリアガイドの電子版の作成
- ・ 個別相談のオンライン化及びウェブ予約システムによる予約

- ・ 各種セミナー動画のオンライン配信
- ・ 電子書籍の導入
進路選択や就職活動等に関する書籍のオンラインによる閲覧
- ・ 企業への働きかけ
多様な通信手段を活用した選考、複数回の選考機会の創出など、柔軟な対応について企業等へ要請
- ・ キャリア支援センターの事業（オープンスペースの利用、個別相談、セミナー、ワークショップ、フェア企業訪問への対応及び学生の活動に対する指導の基本方針）について行動指針を策定、同行動指針のレベルによりキャリア支援センターの利用を制限すること等、利用者の安全確保
- ・ 就職活動中の学生に対して、ウェブサイト等に就職活動に関する特設ページを設けるなど、学生が安心して終業や就職活動が続けられるよう十分な配慮

9.1.6 学生寄宿舍等の運営

学生寮や寄宿舍は、学生が日常生活を過ごし、集団生活を行う場であることから、集団感染が生じるリスクを低減させるため、衛生環境の整備を徹底することが必要である。また、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送ることから、密になる環境が形成されやすいと考えられる。そのため、寮内での感染拡大が起こりうることを想定し、共同生活を通じた教育的意義にも配慮しつつ、平常時から健康管理や感染症対策、感染者発生時の対応について教育・学生支援部学生支援課、保健管理センターと検討し、感染症危機発生時に備えた十分な注意が必要となる。

学内で多数の感染者が発生し、休校や大学を閉鎖する場合は、学生の帰省や帰国が考えられるが、その際に帰省又は帰国できなかった学生に対しての支援について検討しておく必要がある。

➤ 取組例

- ・ 学生寄宿舍での感染症対策・啓発（共用スペース、居室等）
入居生活に係るガイドライン、ポスター掲示による啓発
留学生等がわかりやすいよう、啓発資料の二言語化
- ・ 発熱等の体調不良時の対応について、学生支援担当部等で検討し学生への周知
- ・ 感染者及び濃厚接触者の発生に備えた退避部屋の確保
- ・ 密集・密接等の密となる環境を避けるため、入居者数の制限
- ・ 抗原検査キット等の活用による早期発見・拡大防止
- ・ 平常時における対策
健康管理、手洗い等の基本的な感染対策の実施、体調不良時の対応啓発

9.1.7 課外活動

地域及び学内での感染拡大により、課外活動の中止または活動の制限が想定される。

➤ 取組例

- ・ 課外活動でのルールづくり、課外活動ガイドライン等の作成
- ・ 課外活動による感染者等発生時の対応
- ・ できる限り、学生の主体性を重視した対策、主体性を重視する
- ・ できるだけ学生、教職員主体に考え、本計画の取組みに組み込む

9.1.8 学生のメンタルヘルス

感染症の影響が長期化し、不安を抱える学生等も生じる可能性がある。感染拡大防止対策により、相談の機会や対面での相談ができないなどの制限も生じる。対面での学生生活の機会が減ることなどにより、メンタルヘルスへの問題が生じる。

➤ 取組例

- ・ 対面相談休止となった場合、相談方法の拡充として、電話による相談、ビデオ通話等を利用したオンライン対面形式へ相談方法の拡充
- ・ 在学生による新入生等の支援として、ピアサポーターの活用
- ・ 大学生活に不安を抱えている学生の把握及び適切な対応

9.1.9 学生に対する経済支援

感染拡大防止策として、国の緊急事態措置等によるキャンパスへの立ち入り制限や学生のアルバイトの制限等、種々の活動制限が生じる可能性が想定される。学生のアルバイト等の制限や新型インフルエンザ等の影響による保護者の収入の減少により経済的な負担が生じ、学生生活の継続に支障をきたす可能性がある。

➤ 取組例

- ・ 感染症危機の影響により、学生が経済的な理由で学びを断念することが起こらないよう、支援策の周知、相談対応
- ・ 経済的に困難な学生に対して、大学独自の支援策、自治体における支援制度等も含めた総合的に対応できる相談窓口を設置し、適切に周知するとともに、修学継続のための柔軟かつきめ細やかな対応
- ・ 学生が修学を継続できるよう配慮
- ・ 各種奨学金等の経済支援について、情報提供
- ・ アルバイト等の制限により収入が減少した学生に対して、TA（ティーチングアシスタント）/RA（リサーチアシスタント）等により、経済的な支援
- ・ 大学独自の学生に対する経済支援対策

9.1.10 教育活動における感染症対策

感染症対策は、感染症の特性により対応が異なるため、新しい知見に応じた対策の検討が必要となる。また、感染症対策は、その効果を検証した上で過度な対応にならないよう配慮が必要となる。また、新型コロナウイルス感染症等の対応を踏まえ、システム等の改善を図りながら、デジタル技術とデータを活用した感染症対策を推進していく。

➤ 感染症対策の例

- ・ 学生支援だよりの活用
- ・ 学生にわかりやすい内容・方法による啓発
複数言語化、夏季休暇や冬季休暇などの前、感染拡大時には感染が高まる場面等、注意すべき感染症対策をわかりやすい内容・方法による啓発

➤ 感染症対策の例

- ・ 座席間隔の確保
教室（講義室）、教室（ICL 演習室）、自習室（川内講義棟等）、厚生会館（食堂）
- ・ 教室利用者の記録
デジタル技術とデータを活用した教室利用者等の入退室管理
- ・ キャンパス内の各施設に消毒液の配置
教室（講義室）、教室（ICL 演習室）、体育館、トイレ（講義棟）、厚生会館（食堂）、課外活動共用施設等
- ・ 健康管理
非接触で確認できる体温計測機の設置、自宅での検温のほか、施設への入室時も確認できるようにする等、健康管理を含めた基本的な感染対策の徹底
- ・ 食堂におけるパーテーションの設置および密集を避けるための座席数の制限

➤ デジタル技術とデータを活用した感染拡大防止策の例

- ・ デジタル技術とデータを活用した感染症対策について、対面授業とオンラインを併用したハイブリッド授業を開始するにあたり、QRコードを利用した入退室管理システム「学内トレーサビリティシステム」の活用（導入済み）
- ・ オンラインによる入学試験や大学院の入学試験手続等のオンライン化
- ・ 電子決裁（導入済み）
- ・ ワクチン接種の予約システムの構築・活用

9.1.11 研究の推進

- ・ 安全な研究活動の推進、安全管理状況について、部局等の実情に応じた主体的な感染症対策の取組み、感染症対策を徹底しながら安全な研究活動の推進を図る。
- ・ 感染状況等により、教育・研究活動に制限が生じる可能性はあるが、事態に柔軟に対応し、研究を推進する。

学生の皆さんへ

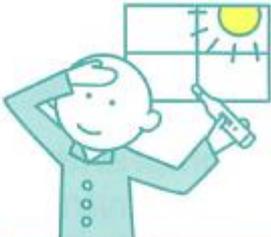
対面授業実施に伴う 注意事項

しっかり守ろう！

！ 大学生の感染要因を見ると、多くは、旅行や課外活動後の会食等によるものです。
大人数での懇親会等は行わないなど感染リスクを考えた責任ある行動と感染予防の徹底をお願いします。

令和3年4月1日
東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部

朝起きたら



体調チェック

毎朝、自分の健康状態をチェック。発熱やせき、だるさなど体調が悪いと感じたら登校せずに自宅で様子みてください。

授業を受ける際は①



マスクの着用

外出時や人と会う時同様に、登下校を含めてキャンパス内で活動する際はマスクを正しく着用。スポーツ実技等の授業では、授業担当教員の指示に従ってください。

授業を受ける際は②



講義室等の入退室記録

講義室等に入退室する際は、各部屋に掲示されているQRコードを読み取り、入退室記録の登録。その際、体温の登録も必要となります。

授業を受ける際は③



手指等の消毒

講義室等の入退室時は、講義室等の入口にあるアルコール消毒液で手指を必ず消毒。共有して使用する機器等は、使用前、使用後に配置している消毒液・紙おしぼりで消毒してください。

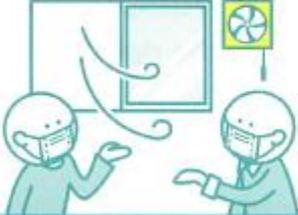
授業を受ける際は④



換気の徹底

講義室等は休み時間には窓などを開放し、換気を行います（開閉作業にご協力願います）。授業時間中であっても、適宜換気のため窓等の開放が行われます。

キャンパス内では①



友だちとの会話

換気の良い場所で、できるだけ距離を取ってマスクを必ず着用。換気の悪い場所、大人数での会話は厳禁です。

キャンパス内では②



食事のとき

友だちと一緒のときは対面を避けましょう。食事時の会話はほどほどに。なお、食堂は席数を制限しているため混雑が予想されます。昼休みは講義室を開放しますので、講義室で飲食することが可能です。

62

第10章 業務継続計画の実施

10.1 業務継続計画の発動

感染症の危機が発生し、事態の状況に応じて本業務継続計画を発動する。

発生した感染症の病原性や感染力に応じて、各部局は人員体制や非常時の備蓄供給、サービス供給が可能となるよう準備を行う。

10.2 状況に応じた対応

対策本部において、国内の流行や学生・教職員の感染状況等を確認し、必要に応じて深刻な状況の想定に基づく人員体制への移行を各部局に指示する。

10.3 通常体制への移行

新型インフルエンザ等への対応については、感染症の沈静化及び対策本部による全学的な対策の終了をもって同対策本部を廃止とし、通常体制へ移行する。通常体制への移行が決定し、本学の対応が決定した場合は、速やかに学内に周知する。

第 11 章 業務継続計画の維持・管理等

11.1 公表・周知

本業務継続計画は、速やかに本学の全構成員に公表し、周知する。また、本学の社会的責任として、個人情報の保護、戦略的対応の秘匿等の観点から開示が適当でない部分を除いた概要を一般公開する。

11.2 教育・訓練

感染症危機発生時に速やかな対応が可能となるよう、本業務継続計画及び過去に発生した感染症（新型コロナウイルス感染症（COVID-19））の対応記録集及び通知・啓発資料・各種ガイドライン等の関連資料等を本学ウェブサイト（学内限定）に特設サイトを作成し掲載するなど、教育・啓発にも取り組んでいる。

〔掲載サイト〕

東北大学ホームページ；災害レジリエンス

本業務継続計画、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応記録集

11.3 点検・改善

新しい知見が得られた場合、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び文部科学省行動計画等の変更が行われた場合、教育・訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本業務継続計画の見直しを行うこととする。

11.4 文書管理

本業務継続計画は、人事企画部人事労務課が管理する。

本業務継続計画の策定及び改正については、環境・安全員会感染症対策専門委員会で検討し、経営企画会議に附議し、承認を得て実施する。

制定・改訂履歴

版番号	改訂日	理由
第 1 版	2025 年 1 月 31 日	制定

【参考資料】

1 関係機関連絡先 ※非公開

仙台市

機関名	電話番号

宮城県

連絡先	電話番号

2 関連情報

【感染症情報】

- ・ 厚生労働省 | 感染症情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html
- ・ 厚生労働省検疫所 FORTH | 海外で健康に過ごすために
<https://www.forth.go.jp/index.html>
- ・ 国立感染症研究所 | 感染症情報
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>
- ・ 国立感染症研究所 | 感染症疫学センター
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 文部科学省 | 学校保健・学校給食・食育
https://www.mext.go.jp/a_menu/01_k.htm
- ・ 世界保健機関 (World Health Organization : WHO)
<https://www.who.int/>
- ・ 米国疾病予防管理センター (Centers for Disease Control and Prevention : CDC)
<https://www.cdc.gov/>

【関係省庁】

- ・ 内閣感染症危機管理統括庁 : <https://www.caicm.go.jp/index.html>
- ・ 厚生労働省 : <https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・ 文部科学省 : <https://www.mext.go.jp/>
- ・ 外務省 : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ 農林水産省 : <https://www.maff.go.jp/>
- ・ 環境省 : <https://www.env.go.jp/>

【宮城県・仙台市】

- ・ 宮城県 | 感染症情報
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/index.html>
- ・ 仙台市 | 感染症情報・予防接種
<https://www.city.sendai.jp/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryo/kansensho/index.html>

【行動計画・各種ガイドライン等】

- ・ 内閣感染症危機管理統括庁 | 新型インフルエンザ等対策政府行動計画等
新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (2024年7月2日)
新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン (2024年8月30日)
新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続計画ガイドライン (2024年9月27日)
<https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html>

- ・ 内閣府防災担当 | 業務継続ガイドライン (2023 年 3 月)
https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/sk_04.html
- ・ 文部科学省における新型インフルエンザ等対策について
https://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/
文部科学省新型インフルエンザ行動計画 (2018 年)
- ・ 学校における麻しん対策ガイドライン (第 2 版) 2018 年, 国立感染症研究所
https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/school_201802.pdf
- ・ 麻しんに関する特定感染症予防指針 (2019 年 4 月 19 日一部改正), 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/000503060.pdf>
- ・ 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針 (2021 年一部改正), 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001091242.pdf>
- ・ デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き (2017 年 4 月改訂), 国立感染症研究所
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/0000163947.pdf>

【鳥インフルエンザ】

- ・ 国立感染症研究所 | 鳥インフルエンザ
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ta/bird-flu.html>
- ・ 厚生労働省 | 鳥インフルエンザについて
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>
- ・ 農林水産省 | 鳥インフルエンザに関する情報
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- ・ 環境省 | 高病原性鳥インフルエンザに関する情報
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

【家庭備蓄に関すること】

- ・ 農水省 | 家庭備蓄ポータル (災害時に備えた食品ストックガイド等)
<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html>

【リスクアセスメント】

- ・ 第 103 回 (令和 4 年 10 月 20 日) 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
新型コロナウイルス感染症第 8 波へ向けてのリスク評価の考え方 (資料 3-10)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00395.html

【関係法令】

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000114/>
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 (平成 10 年政令第 420 号) <https://laws.e-gov.go.jp/law/410CO0000000420/>
- ・ 新型インフルエンザ等特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号)

- 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）
https://laws.e-gov.go.jp/law/333AC0000000056#Mp-Ch_2-Se_4
- 学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）
https://laws.e-gov.go.jp/law/333M50000080018#Mp-Ch_3

【用語・定義】

項目	説明
患者等	患者及び感染したおそれがある者
パンデミック	世界的な大流行
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び国民経済に重大影響が及ぶ事態
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し、必要な措置を定めることにより感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることも目的としたもの。
感染症発生動向調査	感染症に基づく施策として位置付けられている調査のことで、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・知長に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止する目的で行われている。
学校保健安全法	学校保健安全法は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めたもの。
帰国者等	帰国者及び入国者
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体。化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症
積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査

全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。
都道府県等	都道府県、保健所設置市及び特別区
定点把握	感染症法第 14 条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる接種のこと。
五類感染症	感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナは、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。
濃厚接触者	感染した人と近距離で近づいたり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
有事	新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため多様な関係者の相互作用等を重視した概念
PHEIC	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern の略）。具体的には、国際保健規則（IHR）において以下のとおり規定する異常事態をいう。 ・疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 ・潜在的に国際的対策の調整が必要な事態
新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）	新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの）をいう。
感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等感染症	「新型インフルエンザ等感染症」とは、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症をいう

新型インフルエンザ	<p>新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。</p>
再興型インフルエンザ	<p>かつて世界規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>
新型コロナウイルス感染症	<p>新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められたものをいう。</p>
再興型コロナウイルス感染症	<p>かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものを再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるものをいう</p>
指定感染症	<p>既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法第三章から第七章までの規定の全部または一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。</p>
新感染症	<p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の経過が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>

作成

東北大学環境・安全委員会感染症対策専門委員会

委員長 山下 恭徳 人事労務・環境安全・施設担当理事

副委員長 滝澤 博胤 教育・学生支援担当理事

委員（五十音順）

青柳 哲史 東北大学大学院医学系研究科 感染病態学分野、総合感染症学分野

（兼）東北大学病院 総合感染症科/感染管理室 教授

小坂 健 東北大学大学院歯学研究科・災害科学国際研究所 教授

押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科 微生物学分野 教授

木内 喜孝 東北大学保健管理センター長 教授

黒澤 一 東北大学環境・安全推進センター労働安全衛生室長、統括産業医 教授

児玉 栄一 東北大学災害科学国際研究所・大学院医学系研究科・東北大学病院・
東北メディカル・メガバンク機構 教授

阿部 昭 総務企画部長

芳賀 昌史 人事企画部長

小形 徳応 教育・学生支援部長

矢野 光重 財務部長

事務局

人事企画部人事労務課

担当

小松山 勝樹 人事企画部人事労務課長

牧野 祐子 人事企画部人事労務課特任講師

2025年1月作成